

京都大原の山林文書（四） 木村宗右衛門による御入木山支配を中心として

田口 標・松下幸司・宇野日出生

京都市左京区大原は、かつて京都市中へ柴や薪を供給してきた地域である。筆者らは、大原の山林及び林産物に関連する史料の翻刻作業を進めてきた。第一報では、木柴の生産及び京都への販売にかかわる史料について^①、第二報では、大原の山林文書を整理するなかで度々登場する御入木山代官木村宗右衛門にかかわる史料について^②、第三報では、木村宗右衛門支配の御入木山にかかわる山林売買関係史料について^③、それぞれ翻刻結果を紹介した。

さて、御入木山代官木村宗右衛門による御入木山支配の具体的な内容については現在のところ詳しくわかっていない。第二報では、木村宗右衛門による御入木山巡見の様子を紹介した。木村宗右衛門一行の巡見は、現地において最も重要な出来事の一つであったものと考えられる。また、第三報でみたように、御入木山にかかわる山林売買にあたり木村宗右衛門に届出が行われていた。しかし、御入木山支配は現地巡見と山林取引の報告だけではないものと考えられる。大原の山林文書の多くに木村宗右衛門の名前が記されていることから、これらの文書を通じて御入木山支配の大体の姿を知ることが可能ではないかと考えられる。

本稿では、木村宗右衛門による御入木山支配及び御入木山に関

連する史料一九点について翻刻結果を示す。史料は年代順に古いものから新しいものへと配置した。史料一九は作成年不詳のため、最後に掲載した。史料の作成年は、最も古いものが延宝七年（一六七九）、最も新しいものが明治七年（一八七四）である。史料一〇四、七〇一は勝林院文書、史料五、一二、一三、一九は大原自治会文書、史料六、一七は大長瀬町文書、史料一四は勝林院町文書、史料一五、一六、一八は来迎院町文書である。

史料は内容からみて大きく二つに分けることができる、一つは、御入木山支配にあたり作成された様々な帳面、山林の場所一覧である。主に村別に作成されたものが見つかっており、特定年における大原全体にわたるものはない。この帳面類に該当するものは、史料一〇四、六、七、一〇、一一、一七の九点である。もう一つの区分は、御入木山にかかわる様々な出来事を示す文書である。木村宗右衛門あての文書（史料八、九）もあれば、文中に木村宗右衛門の名前あるいは御入木山という記述があるものもある（史料一二、一四、一八）。史料五、一五、一六、一九は御入木山における伐採にかかわるものであり、本報告に収録することとした。以下、上記の区分別に、史料の概要を紹介する。

帳面類であるが、記載対象の山林の範囲により、大原全体（史料四）、勝林院（史料一・三、七、一〇、一一）、大長瀬村（史料六、一七）に分けられる。大原全体が関係している史料四は元文五年（一七四〇）のものである。史料の一部が大きく破損していたため判読不能の箇所があるものの、木村宗右衛門が大原の御入木山より毎年上納される黒木一万二千把の内訳が記載されている。第三報で示したように、山林売買により村別・寺院別の黒木上納数は変化している。元文五年の黒木上納把数について村別・寺院別割合を計算すると、勝林院村の二一・九%と来迎院村の二一・六%が多い。これに大長瀬村の七・九%を加えると、三村で五一・四%と半分強を占める。寺院分としては、来迎院が七・七%、勝林院が七・二%で、両者合わせて一四・九%である。このほかでは、構成比の高い順に、上野村が一三・四%、小出石村が七・三%、戸寺村が五・一%、草生村が四・九%、井出村が二・六%、野村が〇・四%となっている。^⑦

次に勝林院について古い順に紹介する。史料一は延宝七年（一六七九）の目録である。この史料には「御入木山」、「木村宗右衛門」という記述はないものの、山別に黒木の上納把数が記載されている。例えば、勝林院本堂一四七把などである。このことから、御入木山に関する目録と考えられる。この目録には、山別に石米が示されている。石米については、「三年林」「五年林」といった表記が注目される。勝林院本堂の「うへ山」をみると、「六石」で「三年林」、従って、「年三石」となる。山ごとに石米の量が決まっており、それを何年分割とするかが「〇年山」といった形

で示されている。このような「〇年林」といった表現は、大原の他の山林文書のなかにも認められるものである。

史料二は元禄八年（一六九五）のものである。山の名称、四至（東西南北の境界）、勝林院内の管理区分が記載されており、黒木の上納把数は記載されていない。史料三は元禄十五年（一七〇二）のもので、表紙に大原八か村・小出石村・勝林院・来迎院の名前が記載されている。^⑧大原全体に及んでいる点では史料四と同じであるが、山林の所在場所が四箇所（見谷、高瀧、伊王谷、古智谷）に限定されている。上納黒木の総数は四三七二・一一六把で、大原で納める黒木の三六・四%相当である。本史料には、この四箇所の御入木山のうち勝林院関係箇所の山名、四至、黒木の上納把数が記載されている。

史料七は享和三年（一八〇三）のもので、勝林院のうち宝泉院分について、山名、四至、黒木の上納把数が記載されている。史料一〇は文化十年（一八二二）のもので、本堂・普賢院・理覚院・宝泉院・実光院別の山名と黒木把数の合計が記載されている。史料一一は文政四年（一八二二）のもので、内容は史料一〇と同様である。文化一〇年では一五三三・四六把（十三か月分）だったものが、八年後の文政四年には一六〇九・二七把（同）となっており、約五%増加している。

史料六と史料一七は大長瀬村の御入木山に関するもので、史料六が天明四年（一七八四）、史料一七が慶応三年（一八六七）のものである。いずれも山名、場所、黒木の上納把数が記載されている。場所について、史料六では四至が記載されているが、史料

一七では谷の名前などが簡単に示されているだけである。黒木の上納把数の合計をみると、天明四年には四六二・八八把、慶応三年には四四三・八把となっていて、八三年間で四・一%の減少を示している。大原全体における山林移動に関する検討は今後の課題としたい。

以下では、御入木山にかかわる帳面以外の史料について紹介する。まず、史料八と史料九であるが、いずれも文化三年（一八〇六）のもので、勝林院内の御入木山で発生した山崩れにかかわるものである。どこで山崩れが発生したのか、どのような土砂の流出防止策を講じたのかについて、勝林院が木村宗右衛門に届出を行っている。御入木山の持主は山林を適切な状態に維持しなければならなかったものと考えられる。木村宗右衛門の側としても、災害発生時には災害の発生状況を把握し、その後の林地保全策を確認していたものと思われる。なお、史料八には、「川筋ニ而ハ無之事」との記述があり興味深い。河川への二次災害の可能性がないことを同時に報告している。

史料一二～一四は、木村宗右衛門あての報告文書ではなく、御入木山にかかわる様々な決まり事などを示唆する文書である。内容はそれぞれ異なるものであるが、いずれも木村宗右衛門による大原の山林支配を検討する上で興味深い記述を含んでいる。まず史料一二をみると、これは天保六年（一八三五）のもので、「大原郷九ヶ村者無印札ニ而杣業到」で始まっている。この史料は、大原八か村に小出石村を加えた九か村から出されたものである。最初のほうに、黒木上納の経緯について、「御上洛之節、二條御

城御臺所江黒木上納仕候御吉例ニ御座候処、常々御用無御座候ニ付、黒木御木御運上銀上納仕候様被為仰付候ニ付、御用木之外を伐出し賣捌、右代銀ヲ以、黒木御運上銀調達到、年々木村惣左衛門様御役所江上納仕候」と記されている。こうして大原は、御入木山に関連し伐採を行ってきたわけである。史料一二では御入木山以外での杣業の扱いが述べられているが、大原内の御入木山以外での杣業を指すのか、大原以外での杣業を指すのかはつきりしない。この文書の宛先となっている「京十三組役仲間」は興味深いものであるが、現時点では不明である。史料一三も同じく天保六年（一八三五）のもので、内容は史料一二と関連するものである。

史料一四は安政四年（一八五七）のものである。内容は奥山をめぐる炭焼き関係の取り決めである。このなかに、小出石村から木村宗右衛門あてに炭焼きの願い出があったことが記載されている。文中には、「別紙願面」「絵図面之通り炭焼之義」とあり、本文書とは別に添付の文書・図面があったものと思われるが、これらは見つからなかった。木村宗右衛門は支配する御入木山における炭焼きについても許可を与える立場にあつたものと考えられる。

史料一八は明治七年（一八七四）のもので、田地山林家屋敷の譲渡に関連し、木村宗右衛門の名前が出てくる。天保六年（一八三五）の年号の入った第一号証書には、「尤山林之儀ハ、御支配京都木村様御役所、田地建物等之儀ハ、御地頭宮様御役所、右御両所江譲り取候而モ差障リニ相成不申候哉之儀相伺、差支無御座候儀ニ有之候者」と書かれている。家屋敷の譲渡にあたり、山林

分については木村宗右衛門の許可を必要としたことがわかる。

残りの史料五、一五、一六、一九は御入木山における伐採に何らかの関係のあるものである。まず、史料五であるが、これは明和六年（一七六九）の「御触書留」からの抜書である。この文書そのものは人足を出すことに関連し大原八か村の間で決めたことが書いてあるものだが、何のための人足かというところ「御用木品見分」となっている。⁹⁾「御普請役元々代り、吟味方、木村宗右衛門手代、其外棟梁共」が大原に来ることから、普請があつて、そこで用いる木材を御入木山にて調達しようというものではないかと考えられる。御入木山全体の巡見とは別に、御入木山内の御用木使用にかかわる現地確認があつたものと考えられる。¹⁰⁾史料一九は作成年不詳の断簡である。御入木山の手前で大きな材を伐採したというものであるが、「御入木山右鉢位之大材を丸木ニ而持出候義及見聞不申候、尤長サ式三間廻リ三四尺計之小木并割木杯者随分運送罷在候義ニ御座候」と書かれている。御入木山といつても場所により状況は異なつていたと考えられるが、御入木山に必ずしも大木が残つていたといえるわけでもなさそうである。史料一五と史料一六はともに慶応元年（一八六五）のもので、黒木運上をめぐる覚書である。史料一五で「下入木」という表現が使用されているが、詳細は不明である。

以上、第四報においては、木村宗右衛門支配の御入木山における山林管理に係る文書の翻刻結果を掲載した。黒木一万二千把の上納を受けるといふ関係だけではなく、様々な山林管理業務を行つていたことがわかる。御入木山にかかわる台帳類は村別、

寺院別、あるいは特定の場所にある山林を対象に作成されており、その一部には、木村宗右衛門に上納する黒木把数が記載されている。御入木山内での山林取引を把握し、御入木山内の伐採、炭焼きなどの形で利用についても許可を出していた。また、黒木上納や伐採といった林業生産活動以外に、土砂災害時の報告と復旧策の報告を求めるなど林地保全にもかかわつていたと考えられる。御入木山代官木村宗右衛門による様々な山林管理については、他の支配地域における山林関係文書も参考にしつつ検討をすすめていきたいと考える。これらの分析結果については稿を改めて報告したい。

付記

勝林院文書の使用については、宝泉院代表役員 藤井宏全氏の承諾を得た。史料の翻刻にあつては、大原古文書研究会の上田寿一氏、下村千恵子氏、山室莊一氏にお世話になった。ここに記して厚く御礼申し上げる。なお、史料五、一二〜一四は大原古文書研究会会報に掲載したものである。

注

- (1) 田口標・松下幸司・宇野日出生「京都大原の山林文書（一）」『生物資源経済研究』第一三号、一一〜一二四頁、二〇〇八年。
- (2) 田口標・松下幸司・宇野日出生「京都大原の山林文書（二）御入木山代官木村宗右衛門を中心として」『生物資源経済研究』第一四号、一四二〜一九四頁、二〇〇九年。
- (3) 田口標・松下幸司・宇野日出生「京都大原の山林文書（三）御入木山における山林売買を中心として」『生物資源経済研究』第一五号、九

四〇一六頁、二〇一〇年。

- (4) 木村宗右衛門の名前は時代により宗右衛門、惣右衛門、宗左衛門、惣左衛門などが使用されてきた(田口・松下・宇野(二〇〇九)注二)。本報告でも、木村宗右衛門(史料四〇六、八〇一〇、一四、一七)、木村宗左衛門(史料一一)、木村惣左衛門(史料一二、一三)、木村源之助(史料三)という名前が出てくるが、報告での記述は、既報と同じく木村宗右衛門で統一した。

- (5) 勝林院村については山数一九〇箇所に對し、内訳の合計は九〇箇所となり、総数と内訳の合計に百箇所の違いがある。勝林院村の黒木上納把数の把以下の部分は判読困難であったが、四厘と判断した。黒木の上納把数の合計は一万二千把となるはずであるが、集計の結果、一万九百九十九把六分となり、四分の差が生じた。

- (6) 木村宗右衛門が大原より上納される黒木が一万二千把(二ヶ月分)であることは、『京都御役所向大概覚書 上巻』(清文堂、三一五頁、一九七三年)に記されている。

- (7) 前掲『京都御役所向大概覚書 上巻』では、黒木一万二千把を上納する地域として城州北大原分(戸寺村・上野村・大長瀬村・来迎院村・同寺中、勝林院村・同寺中・小出石村)と記されているが、史料四では、これら六村二寺院だけではなく井出村、草生村、野村の三村も含まれている。両史料の相違点の解明は今後の課題としたい。

- (8) 江戸時代の大原郷は、勝林院村、来迎院村、大長瀬村、上野村、戸寺村、草生村、野村、井出村の八か村からなっていた。山林関係の文書では、これに小出石村を加えた九か村に関する文書も多い。

- (9) 第二報にて紹介したように、御入木山のなかには御用木という特定の林木があり、山名、樹種、大きさが記録されている。

- (10) 史料五の作成年月と同じ明和六年七月には、「木数改帳」が勝林院から木村宗右衛門あてに出されている(第二報、史料三)。何らかの普請にあたり勝林院内の御用木を使用することになり、御用木の現況報告が求められたものと考えられる。

- (11) 史料一五では、御入木の数を示す「把」に「抱」という文字が使用さ

れていた。翻刻に際しては、「抱」とすべきところであるが、煩雑さを避けるため、すべて「把」と表記した。

- (12) 史料五は、松下幸司・田口標「大原の御入木山からの木材調達に関する史料」『文化・大原』(大原古文書研究会 第七三号、二〇一一年。史料一二、一三は、『大原古文書研究』第二六号、二〇〇七年。史料一四は、同第二九号、二〇〇七年。

凡例

一、翻字にあたっては、読みやすい本文の作成を目的として、以下の原則にしたがった。

- (1) 原則として、現代常用の字体を用い、変体仮名は平仮名になおしたが、合字の「ㄱ」はそのまま使用した。

- (2) 仮名の清濁は原本にしたがった。また、読点は筆者が適宜補った。

- (3) 抹消は抹消記号「ㄱ」を用いて示し、訂正後の文字を行間に翻字した。

- (4) 虫欠損等による不可読文字は、字数を推して「□」「」であらわした。

(5) 筆者による注記は、文字注を「」に、説明注を「」で示した。文章の体裁は、原本にしたがうことを原則としたが、印刷の都合により改めたものもある。

(田口 標 京都大学農学研究科生物資源経済学専攻
松下 幸司 京都大学農学研究科森林科学専攻
宇野日出生 京都市歴史資料館)

(受理日二〇一一年一月八日)

【一】延宝七年勝林院分山目録

(表紙)

延宝七年

勝林院分山目録

石米付

未 十二月三日

勝林院本堂(印)

一、うへ山 六石 三年林

一、あふかめ谷 壺石八斗 五年林

一、うは谷 壺石 五年林

一、あふら山 八斗 五年林

四把 年ニ壺斗六升 式わ半

(付箋)
うへ山

二ヶ所 二十七把 七把半

(付箋)
あふかめ谷

二ヶ所 五把 四把

一、なちを 拾五石 八年林 五六わ

一、口とゝき 五石 年ニ壺石八斗七升五合 三二わ

一、口とゝき 十七わ 八年林 五

一、奥とゝき 壺石五斗 九年林 二わ

四把半 年ニ壺斗六升六合

山数ノ拾式ヶ所
此黒木百四十七把

米高合三拾壺石壺斗
壺ヶ年ニ五石三斗八升六合

一、うへ山 壺石五斗 三年林 宝泉房

一、十三わ半 年ニ五斗 〇十三わ半

一、口あくりや 五石五斗 三年林

一、奥あくりや 十八把 式石 年ニ六斗六升六合 三年林

一、大かけ 式十四把 三石五斗 四年林

一、雲か原 八把 壺石五斗 五年林

一、北瀧 十九把 三石五斗 五年林

一、さきや 七わ 壺石式斗 五年林

年ニ式斗四升

一、市の瀬 八石 五年林
 年ニ壺石六斗
 一、うつろほうす 六石 五年林
 年ニ壺石貳斗
 一、すのこ谷 五斗 六年林
 年ニ八升三合
 一、谷中 壺石八斗 六年林
 年ニ三斗
 一、のた 八斗 八年林
 年ニ壺斗
 一、あふみ坂 貳石五斗 八年林
 年ニ三斗壺升貳合
 米高合三拾八石三斗
 壺ケ年ニ八石七斗九合

(付箋)
 「十四石 年貳石八斗」

一、とゝき 四石六斗 理覚房
 三石九斗 七年林
 年ニ五斗五升七合
 一、洞所 七斗 七年林
 六斗五升七合
 年ニ壺斗
 一、大岩 三斗 七年林
 八斗 年ニ壺斗壺升四合

一、坂しり 五斗 七年林
 一、はしら谷 三石 七年林
 年ニ四斗貳升八合
 一、はけの谷 七石 七年林
 年ニ壺石
 一、長はさま 壺石六斗 六年林
 年ニ貳斗六升六合
 一、こし山 壺石五斗 六年林
 年ニ貳斗五升
 一、なちを口 貳石四斗 六年林
 年ニ四斗

(付箋)
 「山數十貳ヶ所也
 但野村山壺ヶ所ノ十三ヶ所
 壺斗五升 六わ
 」

一、はんは谷 五石 四年林
 年ニ壺石貳斗五升
 一、おしか原 六石 四年林
 年ニ壺石五斗
 一、西さきや 三石 四年林
 年ニ七斗五升
 一、東さきや 三石 四年林
 年ニ七斗五升
 一、こや 壺石九斗 六年林
 年ニ三斗壺升六合
 一、ゑんみやう山 三石三斗 六年林
 年ニ五斗五升

一、松尾	六斗 年ニ八升五合	七年林
一、あらはさま	四石三斗 年ニ七斗壹升六合	六年林
一、いお谷	六斗 年ニ壹斗	六年林
一、ふたつかまと	壹石壹斗 年ニ貳斗貳升	五年林
一、かもす	貳石八斗 年ニ七斗	四年林
一、かち山	三石 年ニ七斗五升	四年林
一、岩崎	貳石五斗 年ニ六斗貳升五合	四年林
一、東しやうす	四石三斗 年ニ壹石七升五合	四年林
一、西しやうす	七石 年ニ壹石七斗五升	四年林
一、大かけ	壹石八斗 年ニ四斗五升	四年林
一、こち谷	壹石八斗 年ニ四斗五升	四年林
一、同所	六石 年ニ壹石五斗	四年林
一、こたき	三斗 年ニ壹斗	三年林
一、大沢山	壹石八斗 年ニ六斗	三年林
一、大山上	壹石	三年林

一、大山	六斗 七石	三年林
米高合八拾八石	年ニ貳石三斗三升三合	
壹ヶ年ニ拾九石六斗八升五合		
一、大とり	壹石七斗 年ニ貳斗四升三合	普賢院 七年林
一、こし山	壹石六斗 年ニ貳斗貳升九合	七年林
一、市の瀬	壹石七斗 年ニ四斗貳升五合	四年林
一、伊を谷	八斗 年ニ壹斗六升	五年林
一、同所	四石五斗 年ニ壹石壹斗貳升五合	四年林
米高合拾石参斗		
年ニ貳石壹斗八升貳合		
一、来迎院谷	貳石七斗 年ニ六斗七升五合	実光房（印） 四年林
一、こたき	壹石八斗 年ニ六斗	三年林

一、同所	貳石八斗 年ニ九斗三升三合	三年林
一、東しやうす	貳石 年ニ六斗六升六合	三年林
一、こち谷	七斗五升 年ニ壹斗八升七合	四年林
一、西しやうす	壹石四斗 年ニ三斗五升	四年林
一、同所	壹石六斗 年ニ四斗	四年林
一、同所	六斗 年ニ壹斗五升	四年林
一、南しやうす	七斗 年ニ壹斗壹升六合	六年林
一、二の渡り所	三石 年ニ七斗五升	四年林
一、谷なか	四石五斗 年ニ七斗五升	六年林
一、はしら谷	七石五斗 年ニ壹石七升壹合	七年林
一、なちを口	壹石壹斗 年ニ壹斗五升七合	七年林
一、南とろす	貳石七斗 年ニ六斗七升五合	四年林
米高合三拾四石壹斗五升		
壹ヶ年ニ七石四斗八升		
惣米高合貳百壹石八斗五升		
毎年ニ四拾三石四斗四升貳合		

右之帳面者勝林院衆中山持不殘立合遂吟味、毛頭依怙抑留無御座候、他所^一吟味^ニ而隱山米高相違有之者、其山衆中江御支配可有之候、其時一言之子細申聞敷候、仍為後日如件、
延宝七己未年十二月三日

（付箋）
一、みつまた焼杉 貳石四斗 四年林
年六斗 年ニ六斗

一、同所中尾 貳石貳斗 四年林
年五斗五升 年ニ五斗五升

一、岩谷新五郎山 貳石五斗 四年林
年六斗貳升五合 年ニ六斗貳升五合

米高合九十五石壹斗

壹ヶ年ニ廿壹石四斗六升

惣山数三十三ヶ所

「

【二】元禄八年山城国愛宕郡大原之内勝林院寺中御入木山面々持主四至境覚帳

（表紙）
元禄八年

山城国愛宕郡大原之内勝林院寺中御入木山面々持主四至境覚帳
乙亥 五月 勝林院寺中 「

御入木山四至傍示之覚

一、奥とゝき山 壺ヶ所	四至	東ハ尾通りヲ定 西ハ肩ヲ定	南ハ肩ヲ定 北ハ道ヲ定	一、口とゝき山 壺ヶ所	四至	東ハ小肩ヲ定 西ハ峯ヲ定	南ハ肩ヲ定 北ハ尾通りヲ定
	同				同		
一、なちを山 壺ヶ所	四至	東ハ肩ヲ定 西ハ峯ヲ定	南ハ尾通りヲ定 北ハ小肩ヲ定	一、古屋谷山 壺ヶ所	四至	東ハ肩ヲ定 西ハ峯ヲ定	南ハ峯ヲ定 北ハ峯ヲ定
	同				同		
一、こや山 壺ヶ所	四至	東ハ肩ヲ定 西ハ谷ヲ定	南ハ大川ヲ定 北ハ肩ヲ定	一、たうこ山 壺ヶ所	四至	東ハ肩ヲ定 西ハ肩ヲ定	南ハゆりヲ定 北ハ峯ヲ定
	同				同		
一、油山 壺ヶ所	四至	東ハ尾通りヲ定 西ハ肩ヲ定	南ハ谷ヲ定 北ハ肩ヲ定	小出石村領	一、うは谷山 壺ヶ所	四至	東ハ肩かますへ引渡シ定 西ハみそかけへ引渡シ定
	同				同		南ハ肩通りヲ定 北ハ尾通りヲ定
一、と殊をき山 壺ヶ所	四至	東ハゆりヲ定 西ハ肩ヲ定	南ハゆりヲ定 北ハ肩ヲ定	小出石村料	一、狼谷山 壺ヶ所	四至	東ハ肩ヲ定 西ハ木下ヲ定
	同				同		南ハゆりヲ定 北ハ肩ヲ定
一、うへ山 壺ヶ所	四至	東ハみそヲ定 西ハ道ヲ定	南ハ谷ヲ定 北ハ驢庵山ノ肩ヲ定	一、と殊をき山 壺ヶ所	四至	東ハゆりヲ定 西ハ肩ヲ定	南ハゆりヲ定 北ハ肩ヲ定
	同				同		

勝林院村料

一、六斗山 壺ヶ所 同

四至 東ハ木下シゆリヲ引渡シ定 南ハ肩通リ坂へ
西ハふちヲ定 引渡シ定 北ハ谷ヲ定

本堂山数合拾貳ヶ所

一、来迎院谷山 壺ヶ所 実光坊

四至 東ハ尾通リヲ定 南ハ坂ヲ定
西ハといの根付ヲ定 北ハ肩ヲ定

一、こたき山 壺ヶ所 同人

四至 東ハ尾通リヲ定 南ハ尾通リヲ定
西ハ小肩ヲ定 北ハ小肩ヲ定

一、同所山 壺ヶ所 同人

四至 東ハゆりゝかけの肩へ引渡シ定 南ハ尾通リヲ定
西ハ谷川ヲ定 北ハ小肩ヲ定

(付箋)「勝林院村領」

一、東庄津山 壺ヶ所 同人

四至 東ハ坂通リヲ定 南ハ肩ヲ定
西ハ肩ヲ定 北ハ川ヲ定

一、古智谷山 壺ヶ所 同人

四至 東ハ坂ヲ定 南ハ川ヲ定
西ハ小谷ヲ定 北ハ尾通リヲ定

一、西庄津山 壺ヶ所 同人

四至 東ハ肩ヲ定 南ハ尾通リヲ定
西ハ坂ヲ定 北ハ川ヲ定

一、同所山 壺ヶ所 同人

四至 東ハ肩ヲ定 南ハ尾通リヲ定
西ハ坂ヲ定 北ハ川ヲ定

(付箋)「勝林院村領」

一、同所山 壺ヶ所 同人

四至 東ハ肩ヲ定 南ハ尾通リヲ定
西ハ肩ヲ定 北ハ川ヲ定

一、南しやうす山 壺ヶ所 同人

四至 東ハ尾通リヲ定 南ハ坂ヲ定
西ハ川ヲ定 北ハ肩ヲ定

一、二の渡り所 壺ヶ所 同人

四至 東ハ川ヲ定 南ハ大川ヲ定
西ハ肩ヲ定 北ハ道ヲ定

一、谷中山 壺ヶ所 同人

四至 東ハゆりヲ定 南ハ肩ヲ定
西ハ大川ヲ定 北ハ坂ヲ定

一、柱谷山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ途中山尾通リヲ定
西ハ肩ヲ定 南ハ大岩ノ肩ヲ定
北ハ尾通リヲ定

一、なちお口山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ肩ヲ定 南ハ尾通リヲ定
西ハ肩ヲ定 北ハ肩ヲ定

一、南とろす山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ大川ヲ定 南ハ驢庵山肩ヲ定
西ハ肩ヲ定 北ハ谷川ヲ定

草生尾村領

一、すもゝか谷山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ驢庵山ゆりヲ定 南ハ驢庵山小堀ヲ定
西ハ静原山尾通リヲ定 北ハ驢庵山堀ヲ定

一、西之谷山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ驢庵山川ヲ定 南ハ驢庵山堀ヲ定
西ハ驢庵山尾通リヲ定 北ハ驢庵山肩ヲ定

(付箋)
「草生村領」

(付箋)

「勝林院村領」

一、井わう谷山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ驢庵山肩堀江見渡ス定 南ハ驢庵山ゆりヲ定
西ハ驢庵山肩ヲ定 北ハ驢庵山ゆりヲ定
山数合拾七ヶ所

一、大とり山 壺ヶ所

普賢院

四至 東ハ峯ヲ定 南ハ肩ヲ定
西ハゆりヲ定 北ハ水なり辻ヲ定

一、こし山 壺ヶ所

同人

四至 東ハゆりヲ定 南ハ肩ヲ定
西ハ尾通リヲ定 北ハ肩ヲ定

一、市之瀬山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ大川ヲ定 南ハ肩通リ木下へ引渡シ定
西ハ尾通リヲ定 北ハ肩通リ木下ヲ定

一、伊お谷山 壺ヶ所

同人

四至 東ハゆりヲ定 南ハ肩ヲ定
西ハ尾通リヲ定 北ハ肩通リヲ定

一、同所山 壺ヶ所 同人
 東向山 東ハ谷川ヲ定 南ハ肩ヲ定
 四至 西ハゆりヲ定 北ハ肩ヲ定
 西向山 東ハゆりヲ定 南ハ肩ヲ定
 西ハ谷川ヲ定 北ハ肩ヲ定

山数合五ヶ所

一、とゝき山 壺ヶ所 理覚坊
 四至 東ハ肩ヲ定 南ハ大谷ヲ定
 西ハ小肩ヲ定 北ハ尾通ヲ定

一、坂之大岩山 壺ヶ所 同人
 四至 東ハ肩ヲ引渡ス定 南ハ肩ヲ定
 西ハ尾通ヲ定 北ハはさまくほヲ定

一、坂之尻山 壺ヶ所 同人
 四至 東ハ小肩ヲ定 南ハ尾通ヲ定
 西ハねち木ヲ定 北ハ川ヲ定

一、柱谷山 壺ヶ所 同人
 四至 東ハ谷ヲ定 南ハ大谷川ヲ定
 西ハ肩ヲ定 北ハ肩通リ飛越引渡ス定

一、はけの谷山 壺ヶ所 同人
 四至 東ハ肩ヲ定 南ハ谷ヲ定
 西ハ尾通リ肩ヲ定 北ハもこ境尾通ヲ定

一、長はさま山 壺ヶ所 同人
 四至 東ハ肩通ヲ定 南ハ尾通ヲ定
 西ハ肩通リ日面小肩へ引渡シ定 北ハ尾通道へ引渡シ定

一、こし山 壺ヶ所 同人
 四至 東ハ尾通リヲ定 南ハゆりヲ定
 西ハ肩ヲ定 北ハ尾通リヲ定

一、なちを口山 壺ヶ所 同人
 四至 東ハ大川ヲ定 南ハ谷ヲ定
 西ハ肩ヲ定 北ハ尾通リ定

一、はんは谷山 壺ヶ所 同人
 四至 東ハ小肩ヲ釜居口へ引渡シ定 南ハ谷ヲ定
 西ハ肩谷へ引渡ス定 北ハ尾通ヲ定

一、おしか原山 壺ヶ所 同人
 四至 東ハ谷ヲ定 南ハ肩ヲ定
 西ハ尾通ヲ定 北ハ尾通リ木下ヲ定

一、西さきや山 壺ヶ所 同人
 四至 東ハ大川ヲ定 南ハ肩通リ川へ見渡シ定
 西ハ尾通リ定 北ハ肩道川へ引渡ス定

(付箋)「小出石村領ノ内」

一、東さき屋山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ溝道ヲ定
西ハ川ヲ定

南ハ道通り川へ引渡シ定
北ハ谷ヲ定

一、こや山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ驢庵山川ヲ定
西ハ驢庵山ゆり釜口ヲ定

南ハ驢庵山堀ヲ定
北ハ驢庵山堀ヲ定

一、円妙山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ肩ヲ定
西ハ肩ヲ定

南ハ嶺尾通ヲ定
北ハ川ヲ定

一、松尾山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ肩ヲ定
西ハ小肩ヲ定

南ハ尾通リヲ定
北ハゆりヲ定

一、あらはさま山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ岩上ハ坂通ヲ定
西ハ尾通リ肩ヲ定

南ハ尾通リヲ定
北ハゆりヲ定

一、伊お谷山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ肩通リヲ定
西ハ川ヲ定

南ハ肩ヲ定
北ハ肩川へ引渡ス定

一、式ツ釜と山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ尾通リヲ定
西ハ大谷ヲ定

南ハ肩ヲ定
北ハ肩ヲ定

一、かもす山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ尾通水流ヲ定
西ハ谷通水流ヲ定

南ハ肩通リ大岩ねつけへ
北ハ杉木之谷通リヲ定

一、かぢ山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ堀下リヲ定
西ハ肩通リ定

南ハ谷ヲ定
北ハ尾筋ヲ定

小出石村領

一、岩崎山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ大川へ引渡ス定
西ハ尾通リヲ定

南ハ大肩ヲ引渡ス定
北ハ堀ヲ引渡ス定

勝林院村領

一、東庄津山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ尾通リヲ定
西ハ大川ヲ定

南ハ尾通リヲ定
北ハ谷ヲ定

一、西しやうす山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ小谷ヲ定
西ハ尾通リヲ定

南ハ木下シ川ヲ定
北ハ尾通リヲ定

勝林院村領

一、大かけ山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ大川ヲ定
西ハ尾通リヲ定

南ハ畑のふちヲ定
北ハ桜のかふ道端岩へ引渡ス定

一、古津谷山 壺箇所

同人

四至 東ハ小肩ヲ引渡シ釜との
口ぶちヲ定
西ハ肩ヲ定
南ハ谷水なかれヲ定
北ハ尾筋ヲ定

一、大沢山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ川ヲ定
西ハ林山尾筋ヲ定
南ハ尾筋ヲ川へ見渡シ定
北ハ小肩坂へみぞを引渡シ
大川定

一、狼岩山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ肩ヲ定
西ハゆりヲ見通ス定
南ハ谷川ヲ定
北ハ肩道また肩ヲ定

(付箋)「勝林院村領」

一、大山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ二之ゆり通ヲ定
西ハ古道ヲ定
南ハ肩道谷へ引渡シ
北ハ角ヲ定
北ハゆり通ヲ定

一、同所 壺ヶ所

同人

四至 東ハ与吉山ゆり先ヲ定
西ハゆりみちヲ定
南ハかた通リヲ定
北ハ肩通リヲ定

一、みつまた山 壺ヶ所

同人

四至 東ハほりヲ定
西ハほりヲ定
南ハ東面ノ下りかどヲ定
北ハゆりヲ定

一、同所 壺ヶ所

同人

四至 東ハ驢庵山谷川ヲ定
西ハ驢庵山かたヲ定
南ハ谷と肩之角ヲ定
北ハ驢庵山ゆりヲ定

(付箋)

「草尾村」

(付箋)

「草尾村領」

一、岩たに山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ驢庵山たにヲ定
西ハ静原境尾通リヲ定
南ハ驢庵山大堀ヲ定
北ハ驢庵山堀ヲ見通ス定

一、こちたに山 壺ヶ所

理覚坊山
持主野村 道喜

四至 東ハ驢庵山肩ヲ定
西ハゆりヲ定
南ハかたゆりヲ定
北ハ尾通リヲ定

山数合三拾二ヶ所

(付箋) 「勝林院村領」

一、上山 壺ヶ所

宝泉坊

四至 東ハ尾通りヲ定
西ハゆりヲ定

南ハ肩ヲ定
北ハ木下シヲ定

(付箋) 「此度飛山へ買申候」

一、口あくりや山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ尾通りヲ定
西ハみちヲ定

南ハ上ハ岩、中ハねぢ木
木下谷へ引渡シ定
北ハ肩ヲ定

一、奥あくりや山 壺ヶ所

同人

四至 南向山 東ハ木下シ釜とヲ定 南ハたにヲ定
西ハ小肩上リ口ノ岩ヲ定 北ハ尾通りヲ定
東ハ木下シ谷へ引渡シ定 南ハ尾通りヲ定
北向山 西ハくぼみ谷へ引渡シ定 北ハ谷ヲ定

(付箋) 「勝林院村領」

一、大かけ山 壺ヶ所

同人

四至 東ハいたち道ヲ定 南ハたにヲ定
西ハ田のふちヲ定 北ハたに川ヲ定

一、くもかはら山 壺ヶ所

同人

四至 東ハゆりヲ定 南ハ肩を定
西ハ尾通りヲ定 北ハ肩を定

一、北瀧山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ尾通りゆり先キヲ定 南ハ釜との
西ハ木下シ岩ノはなヲ定 北ハ尾通りヲ定
はいかけみち木ヲ定

一、すのこ谷山 壺ヶ所

同人

四至 東ハ肩通りはさまヲ定 南ハ尾通りヲ定
西ハ肩谷へ引渡ス定 北ハ谷ヲ定

一、さきや山 壺ヶ所

同人

四至 東向山 東ハ道ヲ定 南ハ肩ヲ定
西向山 西ハ川ヲ定 北ハ谷ヲ定
東ハ谷ヲ定 南ハ肩ヲ定
西ハ尾通りヲ定 北ハはさまヲ谷へ引渡シ定

一、市のせ山 壺ヶ所

同人

四至 東向山 東ハ尾通りヲ定 南ハ肩をゆり通りヲ定
西向山 西ハ大川ヲ定 北ハ尾通りヲ定
東ハ川ヲ定 南ハ尾通りを木下シヲ定
西ハ尾通りヲ定 北ハ肩通り谷へ引渡シ定

一、谷中山 壺ヶ所 同人

東ハゆりヲ定 南ハ木下シ定
西ハ川ヲ定 北ハ谷岩ヘ引渡シ定
四至 東ハ川ヲ定 南ハ肩ヲ定
西向山 西ハ尾通リヲ定 北ハ肩ヲ定

(付箋)
「小出石村嶺」

一、野田山 壺ヶ所 同人

東ハ尾通リヲ定 南ハ尾通リヲ定
四至 西ハみちヲ定 北ハかたヲ定

一、あふみ坂の尻 壺ヶ所 同人

東ハ小肩ヲ定 南ハ尾通リヲ定
四至 西ハあふみ坂ノ尻引ヘ渡ス定 北ハみちヲ定

(付箋)「勝林院村領」

一、向之浦山 壺ヶ所 同人

東ハゆりかまとヲ定 南ハ坂ヲ引渡シ定
四至 西ハ小柴山ゆりヲ定 北ハ肩ヲ定

一、向之浦山おとろ原 壺ヶ所 持主 宝泉坊内
源仙房

当時宝泉院林ナリ

東ハみちヲ定 南ハみちヲ定
四至 西ハゆりヲ定 北ハ小肩ヲ大海道引渡シ定

(付箋)
「勝林院村領」

(付箋)
「東ハ上ハみそ下ハ小肩ヘ引渡定
南ハ大谷を定 西ハ大道を定
北ハ水音山肩谷ヘ引渡定
」

山数合拾四ヶ所
惣山数合八拾所

右御入木山、帳面之通四至傍示山数等此度御改被仰付候ニ付、寺
中山持不殘立会吟味之上、明細書記面々持主致印形指上申候、少
茂相違無御座候、万一帳面之外少ニ而茂隱置不屈成儀御座候者、
如何様之越度ニ茂可被仰付候、為後日之連判帳仍而如件、

大原之内勝林院寺中
元禄八乙亥五月 年行事理覚坊
御入木山
御奉行

【三】元禄十五年山城国愛宕郡大原御領御入木山入組場所之帳

(表紙)
「

元禄拾五年

戸寺村 勝林院村
上野村 同寺中

山城国愛宕郡
大原御領御入木山入組
見谷
高瀧
伊王谷
古智谷
場所之帳
大長瀬村
壬午三月
来迎院村 井出村
同寺中 野村
小出石村 草生村

戸寺村山数合拾ヶ所
同木数合百九把五分
上野村山数合六拾壹ヶ所
同木数合五百六拾四把壹厘六毛

大長瀬村山数合三拾四ヶ所
同木数合貳百八拾五把八分
勝林院村山数合九拾三ヶ所
同木数合九百五拾貳把貳分

勝林院寺中山数四拾壹ヶ所
同木数合五百九拾三把
来迎院村山数合六拾八ヶ所
同木数合八百六拾貳把

来迎院寺中山数合貳拾四ヶ所
同木数合三百八拾八把半
小出石村山数合四拾五ヶ所
同木数合四百卅五把貳分

井出村山数合八ヶ所
同木数合八拾七把九分
野村山数合四ヶ所
同木数合六拾五把五分

草生村山数合三ヶ所
同木数合貳拾八把半
惣山数合三百九拾壹ヶ所
御入木数合四千三百七拾貳把壹分壹厘六毛

勝林院寺中

見谷山入組之内
一、字奥ト、キやま
四至 東ハ尾通リヲ定
南ハカタヲ定
此御入木四把半
壹ヶ所 勝林院
本堂
西ハカタヲ定
北ハ道ヲ定
但十二ヶ月分

見谷山入組之内
一、字口トトキ山
壹ヶ所 本堂

四至 東ハ尾通リヲ定
南ハカタヲ定
此御入木拾七把
西ハ峯ヲ定
北ハ尾通リヲ定
但十二ヶ月分

見谷山入組之内
一、字ナチヲ山
四至 東ハカタヲ定
南ハヲドリヲ定
此御入木三拾把
壹ヶ所 勝林院
本堂
西ハミねヲ定
北ハ小カタヲ定
但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字フルヤタニ山

四至 東ハカタヲ定
南ハ峯ヲ定

此御入木貳把半

壺ヶ所 本堂

西ハ峯ヲ定
北ハ峯ヲ定

但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字小屋山

四至 東ハカタヲ定
南ハ大川ヲ定

此御入木貳把

壺ヶ所 本堂

西ハタニヲ定
北ハカタヲ定

但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字タウコ山

四至 東ハカタヲ定
南ハユリヲ定

此御入木拾壺把半

壺ヶ所 本堂

西ハカタヲ定
北ハ峯ヲ定

但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字大トリ山

四至 東ハ峯ヲ定
南ハカタヲ定

此御入木六把半

壺ヶ所 普賢院

西ハユリヲ定
北ハ水ナカレヲ定

但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字コシ山

四至 東ハユリヲ定
南ハカタヲ定

此御入木六把

壺ヶ所 普賢院

西ハ尾通ヲ定
北ハカタヲ定

但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字市ノ瀬山

四至 東ハ大川ヲ定
南ハ肩通り木下シヘ引渡ヲ定

此御入木拾貳把半

壺ヶ所 普賢院

西ハ尾通リヲ定
北ハカタ通り
木下シヲ定

但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字谷中山

四至 東ハユリヲ定
南ハカタヲ定

此御入木貳拾把半

壺ヶ所 実光坊

西ハ大川ヲ定
北ハ坂ヲ定

但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字はしら谷山

四至 東ハトチウ山尾通ヲ定
南ハ大岩ノカタヲ定

此御入木参拾把

壺ヶ所 実光坊

西ハカタヲ定
北ハヲドリヲ定

但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字ナチヲ口山
壺ヶ所 実光坊
四至 東ハカタヲ定
南ハヲトリヲ定
此御入木四把半
但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字坂ノ尻山
壺ヶ所 理覚坊
四至 東ハ小カタヲ定
南ハヲドリヲ定
此御入木貳把
但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字ト、キ山
壺ヶ所 理覚坊
四至 東ハカタヲ定
南ハ大谷ヲ定
此御入木拾八把
但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字坂ノ大岩山
壺ヶ所 理覚坊
四至 東ハ小肩ヘ引渡スヲ定
南ハカタヲ定
此御入木壹把
但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字おしか原山
壺ヶ所 理覚坊
四至 東ハタニヲ定
南ハカタヲ定
此御入木四壺把
但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字コシ山
壺ヶ所 理覚坊
四至 東ハ尾通リヲ定
南ハユリヲ定
此御入木七把
但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字はしら谷山
壺ヶ所 理覚坊
四至 東ハタニヲ定
南ハ大岩川ヘ定
此御入木拾壺把半
但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字長はざま山
壺ヶ所 理覚坊
四至 東ハカタドリヲ定
南ハ尾通リヲ定
此御入木七把半
但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字はゲノ谷山

壺ヶ所 理覚坊

四至 東ハカタヲ定
南ハ谷ヲ定

西ハ尾通り肩ヲ定
北ハ百井坂尾通り定

此御入木式拾七把半

但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字ナチヲ口山

壺ヶ所 理覚坊

四至 東ハ大川ヲ定
南ハ谷ヲ定

西ハカタヲ定
北ハ尾通り定

此御入木拾壺把

但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字はんば山

壺ヶ所 理覚坊

四至 東ハ小肩ヲカマドノ口へ引渡シ定
南ハタニヲ定

西ハ肩谷へ引渡シ定
北ハヲドリヲ定

此御入木三拾四把

但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字簀子谷山

壺ヶ所 宝泉坊

四至 東ハ肩通りハザマヲ定
南ハ尾通りヲ定

西ハ肩谷へ引渡シ定
北ハ谷ヲ定

此御入木四把

但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字市ノ瀬山

壺ヶ所 宝泉坊

四至 東向山
南向山

東ハヲトリヲ定
南ハカタヨリユリ通りヲ定
北ハヲドリヲ定
西ハヲドリヲ定
北ハカタドリ
谷へ引渡シ定

東ハ川ヲ定
南ハ尾通り木下シヲ定

此御入木七拾六把

但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字谷中山

壺ヶ所 宝泉坊

四至 東向山
南向山

東ハユリヲ定
南ハ木下シヲ定
北ハ谷岩へ引渡定
西ハヲドリヲ定
北ハカタヲ定

東ハ川ヲ定
南ハカタヲ定

此御入木八把

但十二ヶ月分

見谷山入組之内

一、字おふみ坂ノ尻山

壺ヶ所 宝泉坊

四至 東ハ小カタヲ定
南ハヲドリヲ定

西ハおふみ坂尻へ引渡シ定
北ハ道ヲ定

此御入木八把

但十二ヶ月分

伊王谷山入組之内

一、字伊王谷山

壺ヶ所 普賢院

四至 東ハユリヲ定
南ハカタヲ定

西ハヲドリヲ定
北ハカタドリヲ定

此御入木四把

但十二ヶ月分

伊王谷山入組之内

一、字伊王谷山

壺ヶ所 普賢院

東向山 東ハ谷川ヲ定
南ハカタヲ定

西ハユリヲ定
北ハカタヲ定

四至 西向山 東ハユリヲ定
南ハカタヲ定

西ハ谷川ヲ定
北ハカタヲ定

此御入木參拾把

但十二ヶ月分

伊王谷山入組之内

一、字伊王谷山

壺ヶ所 実光坊

四至 東ハ驢庵山肩堀へ見渡ス定
南ハ驢庵山ユリヲ定

西ハ驢庵山カタヲ定
北ハ驢庵山ユリヲ定

此御入木六把半

但十二ヶ月分

伊王谷山入組之内

一、字伊王谷山

壺ヶ所 理覚坊

四至 東ハヲドリヲ定
南ハカタヲ定

西ハ川ヲ定
北ハ肩川へ引渡シ定

此御入木貳把半

但十二ヶ月分

伊王谷山入組之内

一、字二ツ釜戸山

壺ヶ所 理覚坊

四至 東ハヲトリヲ定
南ハカタヲ定

西ハ大谷ヲ定
北ハカタヲ定

此御入木六把

但十二ヶ月分

伊王谷山入組之内

一、字あらはざま山

壺ヶ所 理覚坊

四至 東ハ岩上ハ坂ドリヲ定
南ハヲドリヲ定

西ハヲトリカタヲ定
北ハユリヲ定

此御入木拾九把

但十二ヶ月分

伊王谷山入組之内

一、字小屋山

壺ヶ所 理覚坊

四至 東ハ驢庵山川ヲ定
南ハ驢庵山堀ヲ定

西ハ驢庵山ユリ釜戸ヲ定
北ハ驢庵山堀ヲ定

此御入木八把

但十二ヶ月分

高滝山入組之内

一、字二ノ渡リ所山

壺ヶ所 実光坊

四至 東ハ川ヲ定
南ハ大川ヲ定

西ハカタヲ定
北ハ道ヲ定

此御入木貳拾把半

但十二ヶ月分

高滝山入組之内

一、字延命山

壺ヶ所 理覚坊

四至 東ハカタヲ定
南ハ峯ヲドリヲ定

西ハカタヲ定
北ハ川ヲ定

此御入木拾五把

但十二ヶ月分

高滝山入組之内

一、字カヂ山

壺ヶ所 理覚坊

四至 東ハ堀下リヲ定
南ハ谷ヲ定

西ハカドリヲ定
北ハ尾筋ヲ定

此御入木貳拾把半

但十二ヶ月分

高滝山入組之内

一、字松尾山

壺ヶ所 理覚坊

四至 東ハカタヲ定
南ハヲドリヲ定

西ハ小肩ヲ定
北ハユリヲ定

此御入木貳把

但十二ヶ月分

高滝山入組之内

一、字カモス山

壺ヶ所 理覚坊

四至 東ハヲトリ水ナカレヲ定 西ハ谷ドリ水ナカレヲ定
南ハカタドリ大岩ノ根付ヘ引渡シ定 北ハ杉ノ木ノ谷
通リヲ定

此御入木拾九把

但十二ヶ月分

高滝山入組之内

一、字北瀧山

壺ヶ所 宝泉坊

四至 東ハヲドリユリサキヲ定 西ハ木下シ岩ノハナヲ定
南ハ釜戸ノ灰カケ三ツ木ヲ定 北ハ尾通ヲ定

此御入木拾九把

但十二ヶ月分

古智谷山入組之内

一、字古智谷山

壺ヶ所 実光坊

四至 東ハ坂ヲ定
南ハ川ヲ定

西ハ小谷ヲ定
北ハヲトリヲ定

此御入木五把

但十二ヶ月分

古智谷山入組之内

一、字古智谷山

壺ヶ所 理覚坊

四至 東ハ小カタヲ引渡シ釜戸ノクチブチヲ定
西ハ肩ヲ定 南ハ谷水流ヲ定
北ハヲスデヲ定

此御入木拾貳把

但十二ヶ月分

御入木合五百九拾三把

勝林院寺中
年行事

此銀廿九匁六分五りん

実光坊

山数者四拾壺ヶ所

役者
円順坊

惣山数合三百九拾壺ヶ所

御入木合四千三百七拾貳把壺分壺厘六毛

此銀貳百拾八匁六分五毛八払

右者大原御領御入木山入組場所、此度御吟味之上帳面被仰付候、依之六郷并両寺中飛山持村々庄屋年寄役者其外山持共立会入組山吟味仕、四至傍示山之字他領之境等明細ニ書記并山々ニ多少御運上之木数は又書付、面々持主之名印ニて一帳仕指上ケ申候、右帳面ニ毛頭相違無御座候、万一此上拔山隱山拔境又者他領山与紛敷義御座候而後日露頭仕候者、山主者不及申其村之庄屋年寄共如何様之曲事ニも可被仰付候、為後日連判之奥書、仍而如件、
元禄拾五壬午年三月 山城国愛宕郡大原

戸寺村
庄屋
与兵衛
年寄
惣山持代
庄次
作藏
上野村庄屋
甚六
年寄
与平次
惣山持代
次郎兵衛
大長瀬村庄や
太左衛門
年寄
八郎
惣山持代
七兵衛
勝林院村庄や
太郎左衛門
年寄
源太郎
惣山持代
勘兵衛

勝林院寺中
年行事 実光坊
役者 円順坊
来迎院村庄や
権兵衛
年寄
惣山持代
孫右衛門
市兵衛
来迎院
年行事 塔之坊
役者 中ノ坊
小出石村庄や
作兵衛
年寄
惣山持代
加兵衛
市三郎
飛山井出村庄や
三右衛門
年寄
与助
惣山持代
次郎五郎
飛山野村庄や
平助
年寄
長三郎
惣山持代
七左衛門
飛山草生村
新藏、小三郎
庄や年寄
道白

御入木山御代官

木村源之助様

此帳勝林院寺中

実光坊納所ニ留之、

右者元禄十五年六月二日ニ改之者也、

【四】元文五年山数検地帳御改之覚書

(表紙)

二元文五庚申年正月廿九日

山数検地帳御改之覚書

御入木山数^并□□

大原郷中九ヶ村

「

覚

一、今度従山御奉行様、北大原九ヶ村山庄屋并両院寺中御召ニ付
罷登り候処、惣而山峯等特殊外広大ニ付、検地委細書付□□旨
被仰付候ニ付、右山谷之検地之□□延宝七己未年六月石川主殿

頭様□□御役人石川伊織殿検地長御座候、右之帳面を以、書^{〔帳〕}

紙ハ西ノ内

立ヶさせ候て帳面□□式冊仕立候て差上ヶ申候、別ニ御□□^{この□□}

山数帳壹冊仕立、九ヶ村之山庄屋□□兩院之寺中役者印形を
以差上ヶ候、是ハ小字帳也、古来帳面ハ大字計有之候ニより、

くわしく此度別ニ壹冊仕立候也、

惣而北山之分いづれも御改ニ付、私共方も右之様ニ御改
可被成候也、

元文五年庚申正月廿九日

御入木山数帳

山城国北大原

九ヶ村

延宝七未年

石川主殿頭様御検地帳之面

山城国愛宕□

大原□

一、大字之山数四十四ヶ所

上ヶ黒木壹万式千把

此御運上銀六百目 但長六寸木口六寸、壹把ニ付
御運上銀五厘宛

是ハ十二月分ニ而、閏月在之年ハ、右積りを以

壹ヶ月相□、古来より上納仕来り候、

右大字之山之内ニ小字之大原九ヶ村山持共入組所持仕罷在候、此
村々山持小割ニ而所持仕候、村分ヶ之ヶ所左之通ニ御座候、

〔祐〕

地方狩野駄清□□

大原□□

一、小分ヶ山数百八ヶ所

此上ヶ黒木六百拾五把六分

〔村分〕
戸寺□□

右百姓之持山^ニ御座候、

一、同断百廿式ヶ所

妙法院御門跡様御家領
半井驢庵殿御下
右同断上野村分

此上ヶ黒木千六百拾把三分式厘

内

百拾五ヶ所

百姓持山

七ヶ所

惣村持山

一、同断八拾ヶ所

地方梶井御門跡様御家領^{〔領〕}
同断^{〔村分〕}
大長瀬^{〔口〕}

此上ヶ黒木九百四拾六把

右不殘

百姓持山

一、同断百四十七ヶ所

地方梶井御門跡様御家領
同断
来迎院村分

此上ヶ黒木式千五百九十四把三分四厘

内

百四拾五ヶ所

百姓持山

式ヶ所

惣村持山

一、同断百九拾ヶ所

地方梶井御門跡様御家領
同断^{〔院村分〕}
勝林^{〔口〕}

此上ヶ黒木式千六百三十把四厘

内

廿三ヶ所

梶井様御持山

六拾壹ヶ所

百姓持山

式ヶ所

梶井様坊官持山

式ヶ所

惣村持山

式ヶ所

^{〔香力〕}
^{〔口〕}庵持山

一、同断百八ヶ所

地方半井驢庵殿御下
同断

此上ヶ黒木八百七十三把七分

内

百六ヶ所

^{〔山〕}
百姓持^{〔口〕}

式ヶ所

惣村持山

一、同断三十五ヶ所

地方半井驢庵殿御下
同断^{〔分〕}
井出村^{〔口〕}

此上ヶ黒木三百六把三分

右不残

百姓持山

一、同断七ヶ所

此上ヶ黒木五拾三把

右不残

百姓持山

地方半井驢庵殿御下
同断
野村分

一、同断三十式ヶ所

此上黒木五百八十六把壹分

右不残

百姓持山

地方半井驢庵殿御下
同断〔村分〕
草生□□

一、同断五拾壹ヶ所

此上ヶ黒木九百廿四把半

右不残

寺中持山

来迎院寺中持山

一、同断六拾ヶ所

此上ヶ黒木八百五十九把七分

右不残

寺中持山

〔持山〕
勝林院寺中□□

合上ヶ黒木壹万貳千把

山四拾四ヶ所

右ハ大原両院寺中九ヶ村百姓共所持之ヶ所、右之通ニ御座候、

元文五年甲正月廿九日

戸寺村山庄屋
十右衛門 印

大長瀬
十郎兵衛□〔瀨〕

勝林院
十左衛門 同

上野
善太夫 同

来迎院
弥右衛門 同

小出石
彦十郎 同

草生
久五郎 同

井出
清右衛門 同

野村
孫十郎□〔同〕

来迎院寺役者
恵敬

勝林院寺役者
秀印

木村宗右衛門様

【五】明和六年御触書留（部分抜書）

人足貳拾人

右者明後廿一日より大原村御入木品見分、為御用御普請役元へ代り、吟味方、木村宗右衛門手代、其外棟梁共罷越候間、人足等無滯差出候様可申遣候、且又右御用相濟、外村々罷越候日限之儀者相知次第、右御用先々より先触差出可申候間、其節人足無滯差出候様是又可申遣し候事、

丑七月十九日

右之通被仰渡候、右者明後廿一日大原郷御入木山御用被相越候間、村人足無滯差出、庄屋年寄罷出、世話人足間違無之様可致候、尤正六時前出立し候間、左様相心得可致候、

一、大原郷御用相濟、夫より梅ヶ畑御入木山へ相越候、且又大原郷ニ御逗留之日数不相知候、明之御用相濟候ハ、梅ヶ畑江出立、前日ニ先触出可申候間、左様相心得、右先触日限ニ人足無間違差出シ可被申候、

一、高野川人足、村方入口ニ明後廿一日正六ツ時ニ相揃可被申候、其外村領之通、人足無滯差出候様可被申候、以上、

丑七月十九日

萩野七郎左衛門

政所役

久保彰左衛門（印）

戸寺村庄屋

浅右衛門（印）

井出村庄屋
三之丞（印）

野村庄や
善右衛門（印）

八ヶ村庄屋年寄

（この間欠落）

御普請役元へ代り、吟味方下役之分、人足九人

木村宗右衛門手代式人共、人足五人

都拾四人

右者明廿一日より大原村御入木山木品見分、為御用御普請役元へ代り、吟味方下役、御普請御普請役人并木村宗右衛門手代罷越候間、人足等無滯差出候様可申遣候、且又右御用相濟、外村より罷越候日限之義者相知次第、右御用先々より先触差出可申候間、其節ニ人足無滯可差出候、若御用先々より不時ニ京都江罷越候義有之、人足之儀右之者より申付候ハ、是又無滯人足可差出候旨申遣候、尤右之趣昨日申渡し候得共、人足人数等も相洩し付、尚又右之段申遣候、

丑七月廿一日

右之通被仰渡候間、左様相心得可被申候、諸事昨日申遣候通、人足無間違差出可申候、

一、高野川人足之義、無間違差出可^{〔マシ〕}〔明乙〕六ツ時前ニ、今出川柳木

辺迄差出シ置候様被仰渡候間、左様ニ可被相心得候、以上、

丑七月廿一日朝 萩野七郎左衛門

明廿一日より御入木山為見分御用、御普請役元へ代り、吟味方

下役、御普請役并木村宗右衛門手代罷越候ニ付、人足差出候様可申遣候間、申渡ニ候得共、右見分罷越候義延引相成候ニ付、先ハ人足差出候不及候間、其段早々申遣候事、

丑七月廿一日、但シ廿日出

右之通被仰渡候ニ付申遣候、以上、

萩野七郎左衛門

政所役人

久保彰左衛門 (印)

戸寺村庄屋

浅右衛門 (印)

井出村庄屋

三之丞 (印)

野村庄屋

善右衛門 (印)

草生村庄屋代

助次郎 (印)

来迎院勝林院村大長瀬村右三ヶ村

彦右衛門 (印)

上野村庄屋

吉之丞 (印)

同庄屋

直右衛門 (印)

大原御領御入木内山入組場所之帳

天明四甲辰年

二月 大長瀬村

一

一、字大長瀬谷岩ノ手壱箇所

梶井宮様山方世話役人

山路縫右衛門 (印)

佐竹幸内 (印)

四至境 東ハ木下シヲ定

西ハ堀ヲ定

南ハ尾通ヲ定

北ハ谷川ヲ定

此御入木拾把 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷岩ノ手壱箇所

梶井宮様山方世話役人

山路縫右衛門 (印)

佐竹幸内 (印)

四至境 東ハ三ツ頭木下シヲ定

西ハ堀ヲ定

南ハ尾通肩ヲ定

北ハ谷川ヲ定

此御入木拾三把 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷日面壱箇所

来迎院村

孫治郎 (印)

四至境 東ハ木下シヲ定

西ハゆりヲ定

南ハ川ヲ定

北ハ尾通ヲ定

此御入木八把 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷日面壱箇所

七右衛門 (印)

四至境

東ハ堀ヲ定

西ハ堀方根石谷へ引渡シ定

南ハ谷ヲ定

北ハ道尾通ヲ定

(表紙)

山城国愛宕郡

【六】天明四年山城国愛宕郡大原御領御入木内山入組場所之帳

此御入木貳拾七把半 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷日面壺箇所 七右衛門 (印)

四至境 東ハ堀ヲ定 西ハ堀通ヲ定
南ハ谷川ヲ定 北ハ尾通ヲ定

此御入木七把 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷柿木平壺箇所 来迎院村
惣中 (印)

四至境 東ハ堀通ヲ定 西ハ谷川ヲ定
南ハ谷堀ヘ引渡シヲ定 北ハ谷川ヲ定

此御入木拾壺把半 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷頭壺箇所 来迎院村
惣中 (印)

四至境 東ハ堀通ヲ定 西ハ堀通谷ヘ引渡シヲ定
南ハ尾通ヲ定 北ハ谷ヲ定

此御入木五把 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷壺箇所 重郎兵衛 (印)

四至境 東ハ肩ねぢ木ヲ定 西ハねぢ木ヲ堀ヘ定
南ハ尾通道ヲ定 北ハ大谷ヲ定

此御入木三拾五把半 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷小谷壺箇所 上野村
四郎治郎 (印)

四至境 東ハ大岩肩引落シヲ定 西ハ堀ヲ定
南ハ道峯ヲ坂口ヘ落并ヲ定 北ハ大谷水流ヲ定
此御入木四把半 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷小谷儀広山 来迎院村
惣八 (印)

四至境 東ハ木下シ道ヲ定 西ハ肩ねぢ木ヲ定
南ハ尾通道ヲ定 北ハ谷水流ヲ定

此御入木六把 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷小谷壺箇所 助右衛門 (印)

四至境 東ハゆり道ヲ定 西ハ水流ヲ定
南ハ肩道ヲ定 北ハ肩堀ヲ定

此御入木式拾四把 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷峯山壺箇所 甚兵衛 (印)

四至境 東ハ木下シヲ定 西ハ肩道ヲ定
南ハ尾通道ヲ定 北ハゆりヲ定

此御入木六把 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷柏木谷壺箇所 甚兵衛 (印)

四至境 東ハ肩出合ヲ定 西ハ堀切川ヲ定
南ハねぢ木川ヲ定 北ハ尾通道ヲ定

此御入木拾五把半 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷柏木谷壺箇所 甚之丞（印）

四至境 東ハ肩道ヲ定 西ハ谷口小溝ヲ定
南ハ肩道ヲ定 北ハ肩木下シねぢ木堀ヲ定

此御入木貳拾七把 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷日面壺箇所 小太郎（印）

四至境 東ハ木下シヲ定 西ハ木下シ倭木ヲ定
南ハ谷川ヲ定 北ハ尾通ヲ定

此御入木拾七把八分 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷壺箇所 小太郎（印）

四至境 東ハ坂通堀へ見渡シヲ定 西ハ坂道ヲ定
南ハ谷川ヲ定 北ハ尾通道ヲ定

此御入木拾六把半 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷壺箇所 来迎院村 源七（印）

四至境 東ハ堀ヲ定 西ハ堀ヲ定
南ハゆり道ヲ定 北ハ大谷川ヲ定

此御入木貳拾壺把 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷壺箇所 上野村 孫之進（印）

四至境 東ハ三ツ頭ヲ定 西ハ堀ヲ定
南ハ尾通ヲ定 北ハ大谷川ヲ定

此御入木三拾七把 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷日面壺箇所 来迎院村 善治郎（印）

四至境 東ハ坂倭木ヲ定 西ハ堀通見通シヲ定
南ハ川通リヲ定 北ハ尾通ヲ定

此御入木拾三把半 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷日面壺箇所 甚兵衛（印）

四至境 東ハ坂岩引渡シヲ定 西ハ坂ヲ定
南ハ道水流ヲ定 北ハ尾通道ヲ定

此御入木八把半 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷平見日面壺箇所 上野村 とよ（印）

四至境 東ハ峯ヲ定 西ハ堀岩へ引渡シヲ定
南ハ谷道ヲ定 北ハ尾通道ヲ定

此御入木拾壺把 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷壺箇所 上野村 小治郎（印）

四至境 東ハ峯通ヲ定 西ハ岩根ニ付倭木肩ヲ定
南ハ尾通ヲ定 北ハ谷道ヲ定

此御入木五把半 但シ十二ヶ月分

一、字大長瀬谷平見壺箇所 来迎院村 惣八（印）

四至境 東ハ峯通ヲ定 西ハ倭木道ヲ定
南ハ谷道ヲ定 北ハ尾通道ヲ定

此御入木八把 但シ十二ヶ月分

右山敷合式拾三ヶ所

此御入木三百四拾八把三厘三分

一、字伊王谷壺箇所

甚兵衛 (印)

四至境 東ハ大川ヲ定 南ハ大川ヲ定

西ハ肩ヲ谷ヘ引渡シヲ定 北ハ木下シヲ見渡シヲ定

此御入木拾壺把五分八厘 但シ十二ヶ月分

一、字寄林壺箇所

七右衛門 (印)

四至境 東ハ肩見通ヲ定 南ハ尾通ヲ定

西ハ肩見通ヲ定 北ハ川ヲ定

此御入木拾貳把 但シ十二ヶ月分

一、字高瀧壺箇所

惣中 (印)

四至境 東ハ寄林水流ヲ大岩ヘ引渡シヲ定 南ハ延命山ノ堀ヲ定

西ハ大肩ヲ定 北ハ肩ヲ定

此御入木壺把 但シ十二ヶ月分

一、字北瀧壺箇所

惣中 (印)

四至境 東ハゆり道ヲ定 南ハ肩道通堀ヘ引渡シヲ定

西ハ水流ヲ定 北ハ肩堀ヲ定

此御入木拾壺把 但シ十二ヶ月分

一、字伊王谷壺箇所

重郎兵衛 (印)

四至境 東ハ肩通ヲ定 南ハゆり肩ヲ定

西ハ溝通ヲ定 北ハ大谷水流ヲ定

此御入木四把半 但シ十二ヶ月分

一、字大釜壺箇所

小太郎 (印)

四至境 東ハ三ツ頭ヲ谷ヘ引渡シヲ定 南ハ谷川ヲ定

西ハ三ツ頭ヲ谷ヘ引渡シヲ定 北ハ峯ヲ定

此御入木六把半 但シ十二ヶ月分

一、字細谷壺箇所

小太郎 (印)

四至境 東ハ肩通ヲ定 南ハゆりヲ定

西ハ肩通ヲ定 北ハ峯境ヲ定

此御入木九把半 但シ十二ヶ月分

一、字北瀧壺箇所

甚兵衛 (印)

四至境 東ハ坂ヲ定 南ハ横ゆりヲ定

西ハ大はさまの肩通ヲ定 北ハ尾通ヲ定

此御入木七把半 但シ十二ヶ月分

一、字伊王谷壺箇所

甚之丞 (印)

四至境 東ハ岩ノ肩通ヲ定 南ハ肩通ヲ定

西ハ尾通ヲ定 北ハゆり岩ヲ引渡シヲ定

此御入木拾壺把半 但シ十二ヶ月分

一、字東庄津壺箇所 甚之丞（印）

四至境 東ハ尾通ヲ定 西ハ大川ヲ定
南ハ尾通ヲ定 北ハ谷ヲ定

此御入木貳拾九把半 但シ十二ヶ月分

一、字岩屋壺箇所 甚兵衛（印）
井出村 源太郎譲ル

四至境 東ハ峯ヲ定 西ハ谷水流ヲ定
南ハ大肩ヲ定 北ハ肩ヲ定

此御入木拾八把 但シ十二ヶ月分

一、字脇谷壺箇所 彦右衛門（印）
野村 甚助譲ル

四至境 東ハ瀧ヘ引渡シヲ定 西ハ岩小肩ヲ定
南ハ尾通ヲ定 北ハ岩水流ヲ定

此御入木壺把 但シ十二ヶ月分

右山数合拾貳ヶ所

此御入木百貳拾三把五分八厘
二口合四百六拾貳把八分八厘

右者大原御領御入木内山、此度御吟味之上壺箇所切ニ帳面被仰付候、依之庄屋年寄其外山持共立合内山吟味仕、四至傍示山之字他領山境等明細ニ書記并山之多少御運上木数は又書付、銘々持主之名印ニ而指上申候、右帳面ニ毛頭相違無御座候、万一拔

山隠山拔境又者他領山与紛敷義御座候而、後日ニ露頭仕候者御座候ハ、御吟味之上、山持主庄屋年寄不申及、惣山持共まで如何様之曲事ニも可被仰付候、仍而為後日之連判奥書如件、
天明四甲辰年二月

大長瀬村 助右衛門（印）
山庄屋 年寄 甚兵衛（印）
御代官 木村宗右衛門様

【七】享和三年大原御領御入木山入組場所四至境帳

（表紙）
「享和三亥年 勝林院内
大原御領御入木山入組場所四至境帳
三月吉日改之 寺中
宝泉院（印）」

一、字うゑ山 宝泉院分
壺ヶ所

四至境ハ 東ハ尾通ヲ定 南ハかたヲ定
西ハゆりヲ定 北ハ木下シヲ定
此御入木拾三把 但シ十二ヶ月分

一、字口上ク利谷山
「」山

壺箇所

四至 東ハ尾通ヲ定 南ハ上ハ岩中ねぢ木木下シ谷へ引渡定
西ハ道ヲ定 北ハかたヲ定

此入木五拾把 但シ十二ヶ月分

一、字奥上ク利谷山

壺箇所

四至 東ハ木下シ釜土ヲ定 南ハ谷ヲ定
南向山 西ハ小肩上リ口ノ岩ヲ定 北ハ尾通ヲ定
北向山 東木下シ谷へ引渡定 南ハ尾通ヲ定
西ハくぼみ谷へ引渡定 北ハ谷ヲ定

此入木拾八把 但シ十二ヶ月分

一、字大掛ヶ山

壺箇所

四至 東ハ伊か立通ヲ定 南ハ谷ヲ定
西ハ田ノふちヲ定 北ハ谷かわヲ定

此入木二拾四把 但シ十二ヶ月分

一、字くもヶ原山

壺箇所

四至 東ハゆりヲ定 南ハかたヲ定
西ハ尾通ヲ定 北ハ肩ヲ定

此入木八把 但シ十二ヶ月分

一、字北瀧山
きたたき山

壺箇所

四至 東ハ尾通ユリ先ヲ定 南釜土ヲはいかけみづ木ヲ定
西ハ木下シ岩ノはなヲ定 北ハ尾通ヲ定

此入木拾九把 但シ十二ヶ月分

一、字すのこ谷山

壺箇所

四至 東ハ肩通はざまヲ定 南尾通ヲ定
西ハ肩谷へ引渡定 北ハ谷ヲ定

此入木四把 但シ十二ヶ月分

一、字さき屋山

壺箇所

四至 東ハ道ヲ定 南ハかたヲ定
南向山 西ハ川ヲ定 北ハ谷ヲ定
西向山 東ハ谷ヲ定 南ハかたヲ定
西ハ尾通ヲ定 北ハはざまヲ谷へ引渡定

此入木七把 但シ十二ヶ月分

一、字市之瀬山

壺箇所

四至 東ハ尾通ヲ定 南肩ユリヲ定
南向山 西ハ大川ヲ定 北ハ尾通ヲ定
西向山 東ハ右かわヲ定 南尾通木下シヲ定
西ハ尾通ヲ定 北ハかた通ヲ谷へ引渡定

此入木七拾六把 但シ十二ヶ月分

一、字谷中山

壺箇所

一、東向山 東ハユリヲ定 南ハ木下シヲ定
西ハかわヲ定 北ハ谷へ岩へ引渡定
四至 東ハ川ヲ定 南ハかたヲ定
西向山 西ハ尾通ヲ定 北ハ肩ヲ定
此入木八把 但シ十二ヶ月分

一、字野田山 壺ヶ所
四至 東ハ尾通ヲ定 南ハ尾通ヲ定
西ハミちヲ定 北ハかたヲ定
此入木式把 但シ十二ヶ月分
此山者伊香立に地子米ニ而納ル、年ニ式斗ツ、

一、字坂之尻山 壺箇所
四至 東ハ小かたヲ定 南ハ尾通ヲ定
西ハ近江坂之尻へ引渡定 北ハミちヲ定
此入木八把 但シ十二ヶ月分

一、字向之うら山 壺ヶ所
四至 東ハユリ釜土ヲ定 南ハ坂ヲ引渡定
西ハゆりヲ定 北ハかたヲ定
此入木二拾壺把半 但シ十二ヶ月分

一、字向浦なぐろ原 壺ヶ所
四至 東ハ道ヲ定 南ハみちヲ定
西ハユリヲ定 北ハ肩大海道へ引渡定
此入木拾九把 但シ十二ヶ月分

一、字古知谷山 壺ヶ所
四至 東ハ肩かわヲ定 南ハ谷かわヲ定
西ハかたヲ定 北ハ尾通ヲ定
此入木拾五把八分 但シ十二ヶ月分

一、字同所山 壺ヶ所
四至 東ハかたヲ川へ定 南ハ尾通ヲ定
西ハかたヲ定 北ハ川ヲ定
城南院僧正様方譲り也
此御入木三把七歩 但シ十二ヶ月分
此山壺所者古知谷へ譲ル

一、字同所山 壺ヶ所
四至 東ハかたヲ定 南ハ釜とこヲ定
西ハ堀通ヲ定 北ハゆりヲ定
此御入木二把七歩 但シ十二ヶ月分

一、字同所山 壺ヶ所
四至 東ハ小肩ヲ定 南ハ肩腰中岩之上ヲ定
西ハユリみちヲ定 北ハ尾通ヲ定
此御入木四拾二把半 但シ十二ヶ月分

都合山数拾八箇所
此御入木惣合三百三拾七把式分
但シ十二ヶ月分

別ニ地子山壺箇所、字古知谷本堂上
此壺ヶ所本堂上者古知谷へ譲ルなし
宝泉院ぶん

一、字奥とゝき山
本堂分
壺ヶ所

四至 東ハ尾通ヲ定
西ハ肩ヲ定
南ハかたヲ定
北ハミちヲ定
此入木九把
但シ十二ヶ月分

一、字口とゝき山
壺ヶ所

四至 東ハ小かたヲ定
西ハ峯ヲ定
南ハ肩ヲ定
北ハ尾通ヲ定
此入木拾七把
但シ十二ヶ月分

一、字那知尾山
壺ヶ所

四至 東ハかたヲ定
西ハ峯ヲ定
南ハ尾通ヲ定
北ハかたヲ定
此入木三拾三把
但シ十二ヶ月分

一、字古厘谷山
壺ヶ所

四至 東ハかたヲ定
西ハ峯ヲ定
南ハ峯ヲ定
北ハ峯ヲ定
此入木二把半
但シ十二ヶ月分

一、字古屋山
壺ヶ所

四至 東ハ肩ヲ定
西ハ谷ヲ定
南ハ大川ヲ定
北ハかたヲ定
此入木二把
但シ十二ヶ月分

一、字とうこ山
壺ヶ所

四至 東ハかたヲ定
西ハかたヲ定
南ハユリヲ定
北ハ峯ヲ定
此入木拾壺把半
但シ十二ヶ月分

一、字あぶら山
壺ヶ所

四至 東ハ尾通ヲ定
西ハ肩ヲ定
南ハ谷ヲ定
北ハ肩ヲ定
此入木四把
但シ十二ヶ月分

一、字うば谷山
壺ヶ所

四至 東ハ肩釜土へ引渡定
西ハ肩ヲ
南ハ肩通ヲ定
北ハかたヲ定
西ハ溝掛へ引渡定
北ハ尾通ヲ定
此入木五把半
但シ十二ヶ月分

一、字狼谷山
壺箇所

四至 東ハかたヲ定
西ハ木下シ定
南ハゆりヲ定
北ハ肩ヲ定
此入木五把
但シ十二ヶ月分

一、字くらおき山

四至 東ハユリヲ定
西ハかたヲ定
此入木四把

壺ヶ所
南ハゆりヲ定
北ハ肩ヲ定
但シ十二ヶ月分

一、字うゑ山

四至 東ハミそヲ定
西ハミちヲ定
此入木五拾九把二分

壺ヶ所
南ハ谷ヲ定
北ハ驢庵ヲ定
但シ十二ヶ月分

一、字六斗山

四至 東ハ木下シユリヘ引渡定
西ハミちヲ定
此入木三把

壺ヶ所
南ハ肩通坂ヘ引渡定
北ハ谷ヲ定
但シ十二ヶ月分

一、字古屋谷山

四至 東ハ尾通ヲ定
西ハ尾通ヲ定
此入木拾把半

壺ヶ所
南ハかげ日面共合ヲ肩ヲ定
北ハかげ日面共合ヲ定
但シ十二ヶ月分

一、字きびが尾山

四至 東ハ尾通ヲ定
西ハミちヲ定
此入木五拾五把

壺ヶ所
南ハ肩水渡ヲ定
北ハ肩ヲ限リ長ヶ峯堀之
木下シ引下シヲ定
但シ十二ヶ月分

一、字水鶏ヶ谷山

四至 東ハ堀ヲ定
西ハみちヲ定
此入木二拾三把

壺ヶ所
南ハ谷ヲ定
北ハ肩大岩ヲ定
但シ十二ヶ月分

一、字壺岩山

四至 東ハ木下シ谷ヘ引渡定
西ハ木下シ谷ヘ引渡定
此入木七拾七把半

壺ヶ所
南ハ水渡ヲ定
北ハ峯通定
但シ十二ヶ月分

一、字奥上リ利谷山

四至 東ハ岩肩ヲ定
西ハ瀧ヲ定
此入木九把半

壺ヶ所
南ハ肩通ヲ定
北ハ谷川ヲ定
但シ十二ヶ月分

一、字すのこ谷山

四至 東ハ肩三ツ頭ヲ定
西ハ大肩通ヲ定
此入木五把半

壺ヶ所
南ハ岩水渡ヲ定
北ハ岩ノはなヲ定
但シ十二ヶ月分

一、字向之浦山

四至 東ハ大道ヲ定
西ハゆりヲ定
此入木拾五把

壺ヶ所
南ハ木下シ稔木見ヲ定
北ハ肩木下シヲ定
但シ十二ヶ月分

一、字同所明神上ノ山

壺ヶ所

四至 東ハ岩ゆり通ヲ定
西ハゆりヲ定

南ハ肩木下シヲ定
北ハ木下シ谷ヲ定

此入木拾八把半

但シ十二ヶ月分

一、字古知平山

壺箇所

四至 東ハ道ヲ定
西ハ尾通ヲ定

南ハ木下シヲ定
北ハ肩株木ヲ定

此入木拾五把

但シ十二ヶ月分

一、字狼岩山

壺ヶ所

四至 東ハ肩ヲ定
西ハゆり通見返リヲ定

南ハ谷水渡ヲ定
北ハ大肩ヲ定

此入木二拾五把三步

但シ十二ヶ月分

一、字脇谷山

壺ヶ所

四至 東ハ尾通りヲ定
西ハ尾通ヲ定

南ハ谷へ引渡定
北ハ尾通ヲ定

此入木拾把半

但シ十二ヶ月分

一、白水山

壺ヶ所

四至 東ハ大川ヲ定
西ハ尾通ヲ定

南ハ肩通木下シ大岩川へ引渡定
北ハ肩大道へ引渡定

此入木六拾五把

但シ十二ヶ月分

享和二年戌年来迎院村新五右衛門へ□□譲ル

山手銀四百五拾七匁三分八厘ナリ

都合山数二拾三ヶ所^四

此御入木四百二拾壺把

但シ十二ヶ月分

一、上利谷南谷壺ヶ所

坊人
甚助様
権兵衛ヲ譲ル

一、向浦山壺箇所

□之助山分

一、脇谷壺ヶ所

同人ヲ譲ル

一、流谷壺ヶ所

忠兵衛ヲ譲ル

【八】文化三年勝林院内御入木山山崩場所土砂留出来帳

(表紙)

一文化三年

勝林院内御入木山 山崩場所 帳
土砂留出来

丙寅 五月

勝林院内土砂留場所覚

一、さきや山 但此山崩場所 但川筋三而ハ無之事
高五間餘横二間、横三間餘竹柵

一、伊王谷山 但此山崩場所
高八間横三間半、木柵三懸り

右二ヶ所之山崩場所、柵ニ而随分念入普請申附出来仕候所、
相違無御座候、依而為御届如件、

文化三丙寅年五月 勝林院年行事 普賢院（印）

御山方御代官
木村宗右衛門殿
御役所

【九】文化三年勝林院内御入木山山崩場所普請出来帳

（表紙）

「文化三年

勝林院内御入木山山崩場所普請出来帳

丙寅 六月

勝林院内土砂留場所覚

一字 但此山崩場所横幅
一、さき屋山 三間半餘、竹柵ニ而普請仕候、

一、伊王谷山 但此山崩場所横幅
三間半、木之柵ニ而普請仕候、

右之通り山崩場所普請出来仕候ニ付、為御届依而如件、

文化三丙寅年六月廿四日 勝林院年行事 普賢院（印）

御山方御代官
木村宗右衛門殿
御役所

【一〇】文化十年勝林院内御入木名寄帳

（表紙）

「文化十年

勝林院内御入木名寄帳

癸酉 十一月

勝林院内御入木名寄帳

一、山数式拾五ヶ所

本堂（印）

一、奥とゞき山	一、口とゞき山	一、なちを山
一、こや谷山	一、古屋山	一、たうこ山
一、あぶら山	一、うは谷山	一、狼谷山
一、くらをき山	一、うへ山	一、六斗山
一、古屋谷山	一、きびが尾山	一、谷中こし山
一、水鶏谷山	一、囊岩山	一、奥あくりや山

ナシ
○二、あくりや山 一、すのこ谷山 一、向之浦山
ア
○二、同所明神ノ上山 一、古知平山 一、狼岩山
アリ
○二、脇谷山 一、向之浦山 一、脇谷山 一、坪岩山
此御入木_五百_四七_四拾_四把_三歩_七里_{七毛} 但シ十三ヶ月分

一、山数拾五ヶ所 普賢院（印）
一、大とり山 一、こし山 一、市之瀬山
一、いおう谷山 一、同所山 一、口焼尾山
一、鴨巢山 一、西庄津山 一、水鶏谷山
一、いばら橋山 一、脇谷山 一、同所山
一、あし谷山 一、同所山 一、上リ利谷山
此御入木_五百_四七_四拾_四把_三歩_七里_{七毛} 但シ十三ヶ月分

一、山数拾七ヶ所 理覚院（印）
一、坂之大岩山 一、坂之尻山 一、長はさま山
一、こし山 一、古知谷山 一、古屋山
一、伊王谷山 一、なちを口山 一、ふたつかまど山
一、松尾山 一、大山 一、同所山
一、円妙山 一、とゝき山 一、梶山
一、大山 一、伊王谷小こ屋山
此御入木_五百_四七_四拾_四把_三歩_七里_{七毛} 但シ十三ヶ月分
一、山数拾八ヶ所 宝泉院（印）

一、うへ山 一、口あくりや山 一、奥あくりや山
一、大掛山 一、雲が原山 一、北瀧山
一、すのこ谷山 一、さき屋山 一、市之瀬山
一、近江坂之尻山 一、谷中山 一、野田山
一、向之浦山 一、向之浦おとろ原山 一、古知谷山
一、同所山 一、同所山 一、同所山
此御入木_五百_四七_四拾_四把_三歩_七里_{七毛} 但シ十三ヶ月分

一、山数拾三ヶ所 実光院（印）
一、こたき山 一、同所山 一、東庄津山
一、西庄津山 一、同所山 一、同所山
一、南庄津山 一、式ノ渡り所山 一、谷中山
一、柱谷山 一、なちを口山 一、南とろす山
一、西庄津山
此御入木_五百_四七_四拾_四把_三歩_七里_{七毛} 但シ十三ヶ月分

惣山数_{九十}八_十ヶ所
此御入木_五百_四七_四拾_四把_三歩_七里_{七毛} 但シ十三ヶ月分
此銀八_拾六_六匁_六 御口銀六匁四分壹里

右御入木山、如例年寺中山持不殘立会、諸事吟味仕候所、少も相違無御座候、御運上銀之儀者、前々之通り上納仕候、尤山持中毛頭出入申分無御座候、万一不届成儀御座候者、如何様共可被仰付候、為後日寺中山持連判之名寄帳指上申所、依如件、

文化十年癸酉十一月
年行事
実光院（印）

御入木御代官
木村宗右衛門殿
御役所

右例年山奉行木村江差出ス入木帳案文也、紙者堅折リ又ハ

【二一】文政四年勝林院内御入木名寄帳

（袋表書）
「山城国愛宕郡

大原御領御入木山持名寄帳

勝林院寺中 一

（袋裏書）
「此一冊者木ベ運上銀上納之節入用案紙也、

帳面袋共此通りニ相拵可出也、尤十二ヶ月之時者黒ろ之方、十三ヶ月其時者朱之方可相認者也、且又右運上銀上納之節歳末付届持参之事、

銀三匁壹包
山奉行

同式匁二包
手代兩人

同式匁壹包
物書兩人

外ニ
同六匁
被官日代也

右之通り用意之事、尤是者年頭暑中歳末都合三ヶ度来迎院内与各番ニ可出之也、

文政四辛巳年
十一月十八日書之
年行事
理覚院光唯
相改記録之 一

（表紙）
「文政四年

勝林院内御入木名寄帳

辛巳
十一月 一

勝林院内御入木名寄帳

一、山数式拾九ヶ所

一、奥とゝ起山 一、口とゝ起山 一、なちを山

一、こや谷山 一、古屋山 一、たうこ山

一、あふら山 一、うは谷山 一、狼谷山

一、くらをき山 一、うへ山 一、六斗山

一、古屋谷山 一、きひか尾山 一、谷中こし山

一、水鶏谷山 一、囊岩山 一、奥あくりや山

一、あくりや山 一、すのこ谷山 一、向之浦山

一、同所明神上山 一、古知平山 一、狼岩山
 一、脇谷山 一、向之浦山 一、脇谷山
 一、坪岩山 一、上ク利谷山
 此御入木四百九拾八把八歩 但シ十二ヶ月分
 (朱書)
 「五百四拾把三步五厘八毛 十三ヶ月分」

一、山数拾五ヶ所 普賢院(印)

一、大とり山 一、こし山 一、市之瀬山
 一、いおう谷山 一、同所山 一、口焼尾山
 一、鴨巢山 一、西庄津山 一、水鶏谷山
 一、いばら橋山 一、脇谷山 一、同所山

(付箋)
 「五百五把」

(付箋、朱書)
 「七把九分五厘」

一、あし谷山 一、同所山 一、上ク利谷山

此御入木貳百七拾把 但シ十二ヶ月分
 (朱書)
 「貳百九拾貳把半 十三ヶ月分」

一、山数拾八ヶ所 理覚院(印)
 一、坂之大岩山 一、坂之尻山 一、長はさま山
 一、こし山 一、古知谷山 一、古屋山

一、伊王谷山 一、なちを口山 一、ふたつかまど山
 一、松尾山 一、大山 一、同所山
 一、円妙山 一、とゞき山 一、梶山
 一、大山 一、伊王谷小こ屋山 一、北瀧山
 此御入木百八拾九把半 但シ十二ヶ月分
 (朱書)
 「貳百五把貳歩八厘三毛 十三ヶ月分」

一、山数拾八ヶ所 宝泉院(印)

一、うへ山 一、口あくりや山 一、奥あくりや山
 一、大掛山 一、雲か原山 一、北瀧山
 一、すのこ谷山 一、さ起屋山 一、市之瀬山
 一、近江坂之尻山 一、谷中山 一、野田山
 一、向之浦山 一、向之浦おどろ原山 一、古知谷山
 一、同所山 一、同所山 一、同所山

此御入木三百三拾七把貳歩 但シ十二ヶ月分
 (朱書)
 「三百六拾五把三步〇厘 十三ヶ月分」

一、山数拾三ヶ所 実光院(印)

一、こた起山 一、同所山 一、東庄津山
 一、西庄津山 一、同所山 一、同所山
 一、南庄津山 一、式之渡り所山 一、谷中山
 一、柱谷山 一、なちを口山 一、南とろす山
 一、西庄津山

〔付箋〕 三拾三把^半□□

〔朱書〕「六拾壹把三步壹」

此御入木百九拾把

但シ十二ヶ月分

〔朱書〕「式百五把八步式厘九毛

十三ヶ月分」

惣山数合九拾式ヶ所

此御入木合千四百八拾五把五步

但シ十二ヶ月分

〔朱書〕「千六百九把式步七厘

十三ヶ月分」

此銀七拾四匁式分七厘五毛

〔朱書〕「八拾目四分六厘三毛」

右御入木山、如例年寺中山持不殘立会、諸事吟味仕候所、少も相違無御座候、御運上銀之儀者、前々之通上納仕候、尤山持中毛頭出入申分無御座候、万一不届成儀御座候ハ、如何様共可被仰付候、為後日寺中山持連判之名寄帳指上申所、仍如件、

文政四年辛巳十一月

年行事

理覚院（印）

御入木山御代官

木村宗左衛門殿

御役所

〔付箋〕 百八拾壹把八

〔朱書〕「五把式步八厘」但

〔付箋〕 四匁九厘□

〔朱書〕「式分六厘四毛」

〔付箋〕 四匁四分四厘

〔朱書〕「六分四厘三毛」

〔付箋〕 八

〔付箋、朱書〕

「拾式把八步六厘六毛」

〔付箋、朱書〕「七毛」

【二二】為取替一札之事

為取替一札之事

一、大原郷九ヶ村者無印札ニ而杣業到、其御仲ヶ間差支之趣、京都東御奉行様江被成御願候間、被為召出御糺ニ相成候ニ付、大原郷山方之儀者、木村惣左衛門様御支配御入木山在之、御上洛之節、二條御城御臺所江黒木上納仕候御吉例ニ御座候處、常々御用無御座候ニ付、黒木御木御運上銀上納仕候様被為仰付候ニ付、御用木之外を伐出し賣捌、右代銀ヲ以、黒木御運上銀調達到、年々木村惣左衛門様御役所江上納仕候ニ付、往古方九ヶ村之者、山稼仕来候段奉申上候得共、從御奉行様厚ク御理解被為成下、依之再應熟談之上、為取替一札ヲ以下

濟到候趣、左之通り候事、

一、前書之通り黒木調進之故ヲ以、往古ヨリ無印札ニ而杣業仕来候得共、御入木之外山も御座候間、一同無印形札ニ而者御触之御趣意ニ背候故、御入木山ニ不拘、大原郷九ヶ村江中井岡次郎様ヨリ御焼印之御鑑札九枚頂戴仕、大切ニ預リ置、九ヶ村之者郷中杣業働次第之事、

一、御入木山ニ不拘、其御仲ヶ間平生御勤被成候御公役之為加勢料、鳥目貳貫五百文宛、毎歳正月十五日ニ、杣年番江差出シ可申事、

一、村外江杣稼ニ罷出候節者、大原郷村役人ヨリ還^{をくり}り手形を以杣年番江相断候ハ、仮切手御差出被遣候約定ニ候、依之村外働中杣手間老工ニ付銀七厘宛、是又杣歳番江差出可申事、
右之通り其御仲ヶ間ニ被成御勤候御公役之加勢料差出シ候上者、臨時又者大御用之節たり共、人夫者勿論諸入用等一切大原郷ヨリ差出シ不申候事、

一、大原郷中ニ而他領無役之杣為働申間敷候事、
右之通對談落合候上者、永々違乱無之候、為後日取替一札如件、

天保六未十一月廿一日

城州愛宕郡大原郷
大長瀬村
庄屋 九兵衛
年寄 重郎兵衛
惣代 □四郎

来迎院村
庄屋 九兵衛
年寄 重郎兵衛
惣代 □左衛門
勝林院村
庄屋 九兵衛
年寄 重郎兵衛
惣代 忠左衛門
井出村
庄屋 定次郎
年寄 九十九郎
惣代 惣五郎
野村
庄屋 平太
年寄 新吾
惣代 孫三郎
草生村
庄屋 広三郎
年寄 庄左衛門
惣代 安五郎
小出石村
庄屋 権右衛門
年寄 □右衛門
惣代 作□
上野村
庄屋 甚吾
年寄 □四郎
惣代 五兵衛
戸寺村
庄屋 藤右衛門
年寄 勘兵衛
惣代 □

前書之通り無相違候、以上、

政所附添
久保甚左衛門
佐藤源之進

京十三組役仲ヶ間
御役中

【二三】同郷中江請取分

同郷中江請取分

一、大原郷九ヶ村之衆中無役ニ而杣業到、當地拾三組役杣仲ヶ間
差支相成、無據御公儀様江御差留之儀奉願上候処、追々御糺
申下ニ而對談済可仕旨、厚ク御理解為成下候ニ付、再應熟談
之上、為取替一札を以下濟約定之趣、左之通り事、

一、杣職筋之儀者、毎々從御公儀様方御触在之無役之者、當地之
働不相成候得共、大原郷中之儀者、木村惣左衛門様御支配御
入木山在之、御上洛之節、二條御城御臺所江黒木調進被成候
御吉例之由、平生御用無御座候ニ付、黒木御運上銀木村惣左
衛門様御役所江御上納被成候由、依之山稼杣業仕来候趣ニ候
得共、御入木外山茂在之候ニ付、一同無印札ニ而者御触之御趣
意背候故、此度熟談之上、御入木山ニ不拘、九ヶ村之内江中
井岡次郎様方御焼印之御鑑札九枚頂戴被成、九ヶ村之衆中郷
中杣業働次第之事、依之御入木山ニ不拘、當仲ヶ間相勤候御
公役之為加勢料与、鳥目式貫五百文宛、毎年正月十五日ニ杣

歳番江御差出シ可被成約定ニ候事、

一、村外江杣稼ニ罷出候節者、杣年番方仮切手相渡シ可申候間、
為職役村外働申杣一工ニ付銀七厘宛取受可申候、然ル上者臨
時又者大御用之節茂、人夫者勿論諸入等九ヶ村江少茂相掛不申
候事、右之通り約定到候上者、永々違乱無之候、為後日取替
一札依而如件、

天保六年十一月廿一日 京十三組御役仲ヶ間^杣

年番 佐兵衛 印

惣代 伊助 印

同 徳兵衛 印

同 弥三郎 印

前書之通り相違無之候、以上、

杣木挽棟梁
宇野久兵衛 印

城州愛宕郡大原郷九ヶ村
御役人中

覚

一、鳥目式貫五百文

右者御公役加勢料

右之通慥ニ請取申候

亥正月十五日

十三組杣仲ヶ間
年番 左兵衛
惣代 弥三郎

大原郷御村役中

覺

御公用加勢料

鳥目貳貫五百文
右之通槌ニ請取申候

申正月十五日 十三組杣仲ヶ間
年番 惣代 (印)

大原郷九ヶ村
村役衆中

【一四】郷中一統寄合之上治定書

郷中一統寄合之上治定書

一、近年來奥山伐取行届キ兼候ニ付、是迄兩三度も郷中含合ニ而致炭焼候義有之、此度も五ヶ年切ニ年限相定、是同様ニ含合之義、郷中一同承知ニ相成旨内々木村様御役人中へも極内々ニ而御含被成下候様願上候處、先年梅ヶ畑ニ願出し御聞届ケニ相成候振合も有之候間、可願出義可然与被仰候ニ付、此度小出石村ニ別紙願面を以、木村宗右衛門様御役所へ相願、其上兩御奉行様へ奉願上候處、絵図面之通り炭焼之義御聞届ケニ相成、然ル處右場所一圓ニ炭ニ焼出し候ハ、難渋之ものも出来候哉ニも相心得、依之際限左之通り相定メ候上ハ、急度相守リ可申候事、

かなき炭境目、見谷之分

一、尾通り口ニ奥之分

一、すのこ谷水木の谷口ニ奥之分、

一、崎屋東ニ門跡山之口の肩ニ奥之分、

一、西ハ久左衛門山口南の肩ニ奥之分、

一、高谷すく谷ハ流谷口ニ奥之分、

一、北瀧ハけんきや谷口ニ奥之分、

一、脇谷ハうなき岩ニ奥之分、

一、伊尾谷ハ岩屋口ニ奥之分、

松炭境目、見谷之分、

一、東うつるほす南の肩ニ奥之分、

一、西ハ人頭谷口南の肩ニ奥之分、

一、崎屋大谷の南の肩ニ奥之分、

一、西ハちご山南の肩ニ奥之分、

一、高谷ハかもす鳥坂ニ伊尾谷口東の肩ニ奥之分、

一、右際限之内たり共、是迄受風年限之時節ニ、前々之直段ニ而買人有之候ハ、柴ニ風可申、其節炭焼之望山主ニ申出ス間敷候事、

一、際限之外、前々之直段ニ高直成ル直段、山主ニ急度申間敷候、尤際限之外ニ而炭焼堅致間敷事、

一、松かなき際限之間ニ而柴伐取行届キ兼相嵩候節ハ、郷中へ相願候上ニ而炭焼可致事、

一、村々内山たり共、受風之儀ハ是迄之通り可致必、手狭之義堅致間敷候事、

一、炭焼望之ものハ、勝手次第賣買可致、尤願主兩人江沙汰可致、

若拔焼いたし候もの有之候ハ、早速差留可申事、

一、炭竈ニ付不調法出来候共、郷中御互之事ニ付、大行ニ不相成候様可相成だけ穩便ニ取計可申候、併其節之諸入用者竈主可致候事、

一、右願ニ付諸入用多分ニ相懸り候ニ付、竈入用としてかなぎ竈壺ツニ付月々三百文宛、松竈壺ツニ付月々四百文ツ、月々願主兩人方へ差出し可申候、若相滞候節ハ、早速差留可申事、
一、右竈入用ニ而願之節、諸入用相済、其後寄錢高應し、委敷勘定書を以、三分一ハ郷益ニ世話人方年々十一月八日差出し可申事、

一、他所のものへ毛林炭ニ風候節ハ、山主方郷中へ定書之趣可申聞事、

一、此度小出石村領山炭焼之義御聞届キ相成候得共、已前郷中ニおゐて含合ニ而致炭焼候節ニ相定候際限之通り、此度相定置候處、小出石村領字伊香立橋方奥之山ニ松之惣木多分有之候ニ付、松割木ニ望之ものハ、當巳年中ニ夫々山主へ致應對、買受可申候事、さもなく賣捌不申候分ハ、来ル午年方申年迄中三ヶ年之間ニ炭ニ焼、取片付可申候、尤かなき之分ハ、壺本も炭ニ焼出し候義不相成候、右者此度郷中一統談之上取計候事故、右年限中ニ急度取片付可申事、

一、右ヶ條不用相背候もの有之候ハ、始末得与相糺、村役人へ可申参候、其上郷中一統寄合之上、致吟味咎可申付、尤其節之入用當人方可差出、万一不調ニ而村役人へ申出し入用相懸り候節ハ、始末不調ニ而申出し輩へ入用為差出候事、

一、右之通り此度相改メ、郷中ニ而相極メ候上ハ、末々ニ至迄急度相守可申候事、

安政四年巳六月日

小出石村願
重立世話人
宇右衛門
彦右衛門
(印)(印)

小出石村庄屋
為右衛門
(印)

勝林院村庄屋
忠兵衛
(印)

同院内支配人
仁兵衛
(印)

来迎院村庄屋
与八郎
(印)

同院内支配人
弥助
(印)

大長瀬村庄屋
嘉兵衛
(印)

上野村庄屋
金吾
(印)

戸寺村庄屋
彦次郎
(印)

井出村庄屋
与市郎
(印)

野村庄屋
平右衛門
(印)

草生村庄屋
甚五郎
(印)

【一五】慶應元年改来迎院村御入木把村方山并八又口山覚帳

(表紙)

「慶應元丑年改

来迎院村

御入木把村方山并八又口山覚帳

来迎院村市右衛門写

」

慶應元丑年改

十二ヶ月分

一、千三百六十四把七分四厘

村中

一、七百貳拾六把貳分

下入木

但

梶井御殿

古ノ平右衛門 入

勝ノ甚五兵衛

〆貳千九拾把九分四厘

十三ヶ月分

一、千四百七十八把四分六厘九毛

村中

一、七百八十六把七分七毛

下入木

〆貳千貳百六十五把壹分八厘六毛

御運上

諸雑用掛り物

惣高ヲ

定式

下入木把

壹把三付、拾六文宛定

臨時之年者格別也

右惣高ヲ

下入木寄錢引

残り村中木把割

村方分

一、四拾三把九分 一之瀧上ル山

一、四拾貳把九分四厘 二之瀧山

〆八十六把八分四厘

一、二拾貳把 高瀧入組よせ林山

一、二十九把半 庄次郎分 高瀧北瀧山

一、九把半 庄次郎分 同所

二口〆三十九把 山当時百井持ス 毎年四百文宛

一、百二十三把 伊王谷六ヶ所

四口惣〆貳百七拾把八分四厘

八又口山

一、二十七把 桂谷山

一、十六把半 同所

一、二十九把 四平山
 一、二十七把半 一之瀧山
 一、四拾把 かうせい山
 一、三拾八把半 堂田山
 一、拾四把 牛ヶ首山
 一、三拾把 海光院山
 一、三拾八把 同所山
 〆貳百六拾把半
 一、六拾壺把 瀧上かうせい山
 右者四人相持山、当時来捌
 合三百二十壺把半
 村山八又口山四人相持山
 合五百九拾二把三分四厘
 但十二ヶ月分
 八又口
 縫之助分
 一、五拾三把半 来迎院谷 大預山
 新五右衛門分
 一、貳把 伊王谷 五葉ノ尾山
 与八分
 一、壺把半 西庄津山
 此山八又口幸内山、当時与八捌
 一、貳把半 来迎院谷上ル山

田口 標・松下幸司・宇野日出生 京都大原の山林文書（四）

右同断
 一、壺把 同所山
 三口〆五把 善次郎分
 一、三把壺分 東庄津山
 一、五把半 高瀧百井坂山
 此山八又口来村捌、当時善次郎捌
 一、二十把 東山 焼尾山
 三口〆二十八把六分
 市右衛門分
 此山八又口村捌、当時市右衛門捌
 一、十一把 東山野田焼尾山
 二ヶ所
 此山八又口幸内山、当時市右衛門捌
 一、十八把 来迎院谷山
 右同断
 一、七把 同所山
 三口〆三把六把 右二口
 明治三年年ヨリ
 幸内江戻ス
 佐兵衛分
 此山八又口村捌、当時佐兵衛捌
 来迎院谷
 一、三拾壺把半 焼山
 六口
 〆百五拾六把六分

覺

一、天保年中佐竹隼人、江州堅田八幡屋又三郎借財ニ付、何卒善次郎・市右衛門・佐兵衛右三人ニ佐竹隼人^方之頼、其元三人山八又借財之質入ニ御かし被下候様、其替り拙者所持之山字来迎院谷瀧之上かうせい山、其元三人ニ差入置候間、自然借財滞質入り八又江仕候節ニ相成候ハ、右其元三人ニ差入之右之山、三人ニ相任せ候間、何卒宜敷御頼申入候と段々頼れ候付、無據三人之所持之山かし申候、

一、字焼尾山 御入木二十把 善次郎所持

一、字野田焼尾山 二ヶ所 十一把 市右衛門所持

一、字来迎院谷焼山 卅壺把半 佐兵衛所持

ベ四ヶ所

御入木六十式把半

右之山八又質入ニ佐竹隼人江かし申候、其替り三人江佐竹隼人^方差入山、

一、字来迎院谷瀧之上かうせい山 壺ヶ所

御入木六十一把也

右之处、八又借財返済及遲滞候ニ付、段々談仕之上八又江質入之夫々譲り致し代銀ニ而借受之銀子返済仕候之談仕相成候、付而者右三人ニかり申候之山、無據八又江帳切致候^方外者御座なく候間、此段頼入、其替りニ約定之通、拙者所持山其元三人江差入置候之字来迎院谷瀧之上かうせい山、其元三人江任セ帳切致候間、此段右訳故御頼申候故、三人所持之山四ヶ所八又江帳切ニ相成、佐竹隼人所持山壺ヶ所三人江帳切ニ相

成、然ル処三ヶ村八又借財ニ付、質入之夫々譲り相成、其後三ヶ村仕法ニ相成、当時譲り品々銘々捌、然ル処佐竹隼人八又借財来村引受、佐竹隼人^方質入之山当時来村捌、右訳ニ付瀧之上かうせい山三人捌、八又江譲り、三人之山四ヶ所来村捌候之处、大ていかうせい山一ヶ所八又譲り、三人之山四ヶ所直打同断故、談仕上勝手付、八又譲り三人山四ヶ所当時三人捌、佐竹隼人^方三人江譲り山一ヶ所当時来村捌、以後八又江譲り山八又捌ニ相成候ハ、当時来村捌かうせい山三人^方捌約定也、山御支配木村表三人山四ヶ所八又之山也、来迎院谷瀧之上かうせい山三人之山也、

字瀧之上かうせい山壺ヶ所御入木九十六把、以前佐竹勘ヶ由^方口ノ分三十五わとして上ノ本堂へ譲り相成候故、今者四人相持相成候也、

【二六】慶応元年御入木御運上取立帳

(表紙)

「慶応元年 但十三ヶ月分

御入木御運上取立帳

丑ノ十一月十六日 来迎院村

山庄屋善次郎」

一、拾九貫百九十三文	郷中御運上諸入用	入一、三拾六文	幸内
一、三貫文	庄屋給金	入一、壹貫四百六十弍文	縫之助
一、三百文	年寄同断	入一、百四十一文	勇
一、三百文	筆料	入一、貳貫五百五文	市右衛門
一、四百文	紙代	入一、壹貫九百七十九文	与八
金壹兩代	取立	入一、四百九十三文	与兵衛
一、六貫八百文	雜用	入一、九百八十八文	善次郎
一、九百文	御運上納庄屋日代	入一、四百四十四文	佐兵衛
一、三拾貫八百九十三文	役譲り後役方木村札	入一、四百四十八文	仁兵衛
一、金壹分	代壹貫七百文	入一、七百廿弍文	庄次
參拾貳貫	五百九十三文	入一、七十九文	源兵衛
當年ハ御上洛ニ付、黒木上納被仰付候処、又俄ニ不及納と御沙汰ニ相成、右ニ付寄合役人京行諸雜用相掛り、右臨時ニ付、外々当村役譲り有之、右ニ付当年下入木壹把ニ付十八文掛り、	下入木	入一、百四十一文	吉兵衛
諸式高直ニ付村中拾三文掛リ	入一、五百八十五文	入一、五百六十四文	伝次
	入一、五十九文	入一、七百四十七文	茂兵衛
	入一、三百五十一文	入一、四百九十三文	本堂
	入一、百五十七文	入一、八百五十八文	井御殿
			勝ノ甚五兵衛
			同藤兵衛
			戸ノ与兵衛
			上ノ金吾

入一、七百貳文	の彦三郎
入一、三百九十一文	同喜七
入一、五百八文	同喜兵衛
入一、七百七十一文	同源七
入一、六百卅四文	同長四郎
入一、三十文	の甚吉
入一、四百卅文	同茂八
入一、壹貫四百四十二文	同平右衛門
入一、貳百五十四文	大ノ善四郎
入一、五百卅三文	戸ノ茂兵衛
入一、貳貫六百五十三文	同彦次郎
入一、八百四十九文	同佐市
入一、壹貫廿四文	古知平 平右衛門
入一、四百四十九文	草生 甚四郎
入一、四百十三文	同与七郎
入一、四百卅九文	上ノ直之進

入一、五百四十七文
小出石
伊三郎

入一、八貫百九十五文
村方

内壹貫五百五十文
村方集る

又四百文
百井入

ノ壹貫九百五十文

内五百五十文
重郎兵衛
印形代引

貳ノ壹貫四百文入

右差引

ノ七貫七百九十五文
村方

【二七】慶應三年御入木山名前帳

（表紙）

「慶應三年

御入木山 名前帳

卯十二月 城州愛宕郡
大長瀬村

「

一、山六ヶ所
右者大長瀬谷ニ有
来迎院内
年行事（印）

此御入木九拾六把
但シ十二月分

一、山式ヶ所
右者栢之木谷ニ有
此御入木四拾貳把半
但シ十二ヶ月分
兩院内
惣中（印）

一、山三ヶ所
右者大長瀬谷ニ有
此御入木五拾貳把三分
但シ十二ヶ月分
嘉兵衛（印）

一、山四ヶ所
内
壹ヶ所ハその頭ニ有
壹ヶ所ハ脇谷ニ有
壹ヶ所ハ大谷ニ有
壹ヶ所ハ細谷ニ有
此御入木四拾壹把
但シ十二ヶ月分
善四郎（印）

一、山壹ヶ所
右者大長瀬谷ニ有
此御入木八把半
但シ十二ヶ月分
助右衛門（印）

一、山壹ヶ所
右ハ伊王谷ニ有
此御入木四把半
但シ十二ヶ月分
重郎兵衛（印）

一、山壹ヶ所
右者よセの林ニ有
此御入木拾貳把
但シ十二ヶ月分
七右衛門（印）

田口 標・松下幸司・宇野日出生 京都大原の山林文書（四）

一、山式ヶ所
内
壹ヶ所ハ高瀧ニ有
壹ヶ所ハ北瀧ニ有
此御入木拾貳把
但シ十二ヶ月分
惣中（印）

一、山壹ヶ所
右者大長瀬谷ニ有
此御入木拾把
六把半
但シ十二ヶ月分
大長瀬村
善四郎（印）
上の村
直之進（印）

一、山壹ヶ所
右ハ大長瀬谷ニ有
此御入木拾三把半
但シ十二ヶ月分
来迎院村
善次郎（印）

一、山壹ヶ所
右者東庄津ニ有
此御入木 八把
拾三把半
但シ十二ヶ月分
野村
平右衛門（印）
同
要助（印）

一、山壹ヶ所
右者大長瀬谷ニ有
此御入木六把
但シ十二ヶ月分
来迎院村
惣八（印）

一、山壺ヶ所
同村
三四郎（印）

右ハ大長瀬谷ニ有
此御入木八把
但シ十二ヶ月分

一、山壺ヶ所
西来寺（印）

右ハ大長瀬谷ニ有
此御入木式拾四把
但シ十二ヶ月分

一、山壺ヶ所
野村
勘治郎（印）

右者高瀧ニ有
此御入木七把半
但シ十二ヶ月分

一、山壺ヶ所
静原村門次代
佐市（印）

右者大長瀬谷ニ有
此御入木五把半
但シ十二ヶ月分

一、山四ヶ所
嘉兵衛（印）

内 三ヶ所ハ大長瀬谷ニ有
壺ヶ所ハ坪岩ニ有
此御入木五拾七把
但シ十二ヶ月分

一、山壺ヶ所
助右衛門（印）

右者大長瀬谷ニ有
此御入木拾壺把
但シ十二ヶ月分

一、山壺ヶ所
来迎院村
弥助（印）

右ハ大長瀬谷ニ有
此御入木四把半
但シ十二ヶ月分

右山数合三拾四ヶ所

御入木四百四拾三把八分

此銀式拾式匁分九厘

口銀壺匁七分七厘六毛

右御入木山、如例年山持共不残并下入木之者共迄立会吟味仕候处、少茂相違無御座候、御運上銀之儀、前々通り御上納仕候、山持共毛頭出入申分無御座候、若不届ヶ成儀御座候へ者、如何様之曲事可被為仰付候、山持共不残連印之名寄帳奉差上申候、為後日仍而如件、

慶應三年
卯十一月

山庄屋
嘉兵衛（印）
年寄
重郎兵衛（印）

御入木山御代官
木村宗右衛門様
御役所

【一八】明治七年四月二十二日証書類写

(表紙)

「明治七年四月廿二日

証書類写

愛宕郡第三区
勝林院村
畑中国太郎 一

第壹号

一、天保六未年閏七月、原告人北村又三郎江田地山林家敷譲リ渡之儀粗相談相調、右又三郎江譲リ證書預ケ置付而ハ、右又三郎ヨリ右品々譲受候而モ差間有無、旧梶井宮井木村右両役所江伺済迄、證文二重ニ取置條約証書之写一通、

第二号三号四号

一、天保七申年十月七日、同廿二日、原告人北村亦三郎ヨリ旧幕府名目金催促飛札之写三通、

一、天保六年閏七月原告人北村亦三郎ヨリ来迎院村・勝林院村・大長瀬村右三ヶ村江差越有之、

證札之写一通左ノ如シ、

第壹号

證札

一、三ヶ村銘々ヨリ達而被相頼候ニ付、則村役人連印之證文ヲ以預ケ置候金子返納方手便リ無之候由ニテ、利足等モ相滞有之候ニ付、引当ニ差人有之候品々譲払、代銀ヲ以返納被度候由之

處、大原郷中困窮致シ、当刻ハ捨直ニ無之候而ハ、買得致シ候者無之、右様之時節ニ永々譲リ切ニ被致候儀、残念由ニ而、当方江譲取ニ致シ呉候而、十ヶ年之内ニ元通之樽代銀相立被申候得者、譲リ戻シ可申様被相頼、左候得者、譲取之樽代銀此方ヨリ相渡可申銀子ヲ以預リ置候金子返納被致度段被相頼、粗相談相調、口々譲リ證文村役引受證文共慥ニ預リ申候、尤山林之儀ハ、御支配京都木村様御役所、田地建物等之儀ハ、御地頭宮様御役所、右御両所江譲リ取候而モ差障リニ相成不申候哉之儀相伺、差支無御座候儀ニ有之候者、右譲取之樽代銀相渡、其銀子ヲ以テ預ケ置候金子返納有之候上下地受取置候證文不殘口々返進可申候、若亦御差支ニ相成候趣ニ有之候得者、譲取之義ハ被談ニ致シ、預ケ置候讓證文返進可申候、當時之處證文二重ニ相成候儀ニ付、為会釈書付相渡置候、依而如件、

天保六年未閏七月

北村亦三郎 印

三ヶ村中代

大長瀬村

年寄 十郎兵衛殿

同 善四郎殿

村惣代 子之助殿

山庄や 助太郎殿

来迎院村 宇之助殿
年寄 縫之助殿
村役人 勇殿
同庄屋 善次郎殿
山庄屋
勝林院村 忠兵衛殿
年寄 庸次郎殿
村役人 勝之進殿
村役人 藤兵衛殿
山庄屋 三ヶ村兼帯庄屋
勝林院村 庄や 九兵衛殿
来迎院村 当役
隼人殿

第二号

一、天保七申年十月七日、同廿二日、原告人北村又三郎ヨリ旧幕府名目金催促飛札之写三通左之如シ、

口演

態々飛札ヲ以申達候、然者兼而御世話申入置御役所御用銀返納方不埒相成候ニ付、数度及催促候得共、今以等閑ニ相成、此上ハ取計之致方無之候間、来廿五日迄三連印中同道御入来濟方ニ相成不申候得者、無余儀可及御出訴、為念此段再應申達候、以上、

三条堀川西江入町

北村出張 印

申十月廿二日

城州大原郷勝林院領之内

古知茶や村
松之助殿

てら丞後家
四平殿
とめ殿

勝林院村
庄屋 九兵衛殿
同 勝之丞殿

尚々人足料之義者、極メ之通壱里百文宛之積ヲ以、無相違御渡可被下候、

第三号

口演

態々飛札ヲ以申達候、然ハ兼而御世話申入置候御役所御用銀返納方不埒ニ相成候ニ付、数度及催促候得共、今以等閑ニ相成、此上ハ取計之致方無之候間、来廿五日迄三連印中同道御入来濟方ニ相成不申候得者、無余儀可及御出訴、為念此段再應申達候、以上、

三条堀川西入町

北村出張 印

申十月廿二日
城州大原郷大長瀬村

吉四郎殿
助太郎倅
岩之助殿
甚兵衛殿
作左衛門殿

勝林院村
庄屋 九兵衛殿
草生村 甚三郎殿
戸寺村 十左衛門嫁家
いと殿
同人娘 美ヨ殿
尚々人足料之義ハ、極メ之通壹里百文宛之積ヲ以、無相違御渡可被下候、

第四号

態々仕立飛脚ヲ以て申達候、冷氣弥増ニ御座候得共、各様御捌御安康可被成御座珍重ニ奉存候、然者御世話申入置候六貫五百目口、八月廿五日切ニ御座候ニ付、一先皆済可被下候様申入候得共、等閑相成、九月五日利足之内江金五両壹朱、使孫兵衛ヲ以持セ被遣候得共、利足ニモ足り不申候ニ付、別預リニ致シ、一兩日中ニ助太郎殿ヲ可被遣様申遣シ候得共、連印之内誰モ御越無之、急々一先皆済可被下候、此儘等閑ニ被打捨置候得者、不得止事御出訴申候間、此段御心得可被成、今明日ニ御越被成、早々一先皆済可被下候、先ハ右申入度、早々如斯ニ御座候、以上、
十月七日

北村又三郎
手代 平助

勝林院村
喜代太郎様
弥左衛門様
傳左衛門様

大長瀬村
助太郎様
同村米や
嘉兵衛様
勝林院村
山庄や
同 藤兵衛様
九兵衛様
右之通り證書之写、乍恐奉入御覽候、

明治七年
四月廿二日

愛宕郡第三区
勝林院村
百姓 烟中國太郎
被咎人
上京第拾九区木屋之町
雑業 武田誠造
代書人 印

京都裁判所長
阪本権中判事殿代理
杉本大解部殿
草野大解部殿

【二九】断簡

難所共多式拾ヶ年程以前、右御入木山方壹里計手前八瀬山之内ニ而、廻り七八尺程長サ六七間も有之候立木伐出し候義有之、其節入夫凡式百人計も相懸リ申候由及承罷在候計ニ而、是迄御入木山方右躰位之大材を丸木ニ而持出候義及見聞不申候、尤長サ式三間廻り三四尺計之小木并割木杯者随分運送罷在候義ニ御座候、就御尋此段奉申上候、

Kozue TAGUCHI, Koji MATSUSHITA, Hideo UNO: Historical documents relating to forestry and forest products in Ohara, Kyoto, Japan (4): Documents relating to forest management by Kimura Sohemon, magistrate of *Gonyubokuyama*

Ohara had traditionally supplied forest products to downtown Kyoto prior to World War II. A number of historical documents concerning the history of forestry and forest lands in Ohara are available. Previous articles have introduced some of these documents, which related to (1) the production and sale of firewood from the Edo Period to the early Meiji Period, (2) Kimura Sohemon, governor of the forests in Ohara through the Edo Period and the beginning of the Meiji Period, and (3) the transfer of forest ownership to temples in Ohara throughout the Edo Period.

This article (4) introduces 19 historical documents related to forest management by Kimura Sohemon, magistrate of *Gonyubokuyama*, who managed forests in Ohara through the Edo period. The forest management work of Sohemon and his staff is partially revealed through these documents. In this article (4), the documents are presented in chronological order, with the exception of document 19, for which the date is unknown.

Documents 1-4, 6, 7, 10, 11, and 17 resemble databases on the forests governed by Sohemon, which are referred to as *Gonyubokuyama*. Most documents related to Ohara refer to the same eight villages, but in these forestry-related documents, an additional village, Kodeishi, is sometimes included as well. The area included in these databases varies: document 4 includes all nine villages of Ohara; documents 1-3, 7, 10, and 11 include Shorinin Temple, which is one of the two major temples in Ohara; and documents 6 and 17 include the Onagase village. These documents generally include the name of the forest; the forest owner's name; and the northern, southern, eastern, and western boundaries of the forest. Some documents also mention a sort of forest-related tax. This tax is presented for each forest unit as a number of bundles of firewood (*Kuroki*).

Documents 8 and 9 are reports submitted to Sohemon from the Shorinin Temple. The content of both reports is related to landslide damage incurred in *Gonyubokuyama* and the countermeasures practiced by the forest owner.

Documents 12-14 are indirectly related to forest management works. Documents 12 and 13 include brief explanations of the historical development of the tax levied in bundles of firewood. Document 14 is a charcoal-production agreement made between nine villages. The document mentions that residents of the village of Kodeishi asked Sohemon for permission to produce charcoal. Document 18 suggests that it was necessary for a villager to obtain permission from Sohemon if he wanted to sell his house and lands when forest lands were involved.

Documents 5, 15, 16, and 19 are partially related to the cutting activities in *Gonyubokuyama*. In document 5, some woods in *Gonyubokuyama* were needed for construction materials, and some people including Sohemon's staff planned to visit the *Gonyubokuyama*. Documents 15 and 16 are memoranda related to cutting activities in *Gonyubokuyama*, and document 19 refers to standing trees in and around *Gonyubokuyama*.

These documents reveal that the relationship between forest owners and Sohemon was not limited to the payment of a tax levied in bundles of firewood and the management of registered standing trees. Instead, the role of Kimura Sohemon in forest management in Ohara appears to have been similar, to some degree, to that of the current forest administration office.